

# 保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —

関地池の紅葉（西予市）

2018/



## 〈Guarantee Information〉

### ◇お知らせ

保証制度創設について

年末・年始の保証相談・保証申し込みについて

創業セミナーを実施しました

「平成30年7月豪雨」に係る保証制度及び保証実績について

### ◇Q&A よくある質問

## 〈Column〉いろいろ日本百選

### ◇第八回

21世紀に残したい日本の自然100選  
岩屋寺の自然林

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

# 保証月報

— EHIME GUARANTEE MONTHLY REPORT —



## Contents

### 〈Guarantee Information〉

#### ◇お知らせ

保証制度創設について	1
年末・年始の保証相談・保証申し込みについて	4
創業セミナーを実施しました	4
「平成30年7月豪雨」に係る保証制度及び保証実績について	5

◇Q&A よくある質問	6
-------------	---

### 〈保証状況〉

◇今月の保証概況(平成30年10月)	7
◇本・支所別保証状況	8
◇金融機関別保証状況	8
◇業種別保証状況	9
◇金額別・期間別・用途別保証状況	10
◇市町制度保証状況	11
◇ランキングベスト10	12
◇金融機関店舗別保証状況	13

### 〈融資保証制度〉

◇融資保証制度一覧	20
◇信用保証料率表	29

### 〈Column〉 いろいろ日本百選

◇第八回 21世紀に残したい日本の自然100選 岩屋寺の自然林	
---------------------------------	--



## 当協会ホームページのご案内

愛媛県信用  検索

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>



### お知らせ(更新・新着情報)

- 2018年11月01日／保証の概況「平成30年10月」を掲載しました。
- 2018年10月24日／働き方改革について
- 2018年10月12日／保証月報10月号を掲載しました。
- 2018年10月01日／保証の概況「平成30年9月」を掲載しました。
- 2018年10月01日／平成30年10月1日より税理士会連携保証(ショートサポート3000)・税理士会連携保証(ロングサポート3000)の取扱いを開始しました。

## 保証制度創設について

「地域再生法の一部を改正する法律」、「生産性向上特別措置法」ならびに「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、以下のとおり新たな保証制度を創設しましたので、お知らせいたします。

### 1. 「地域再生法の一部を改正する法律」

(H30.6.1 施行)

商店街活性化促進事業関連保証

### 2. 「生産性向上特別措置法」(H30.6.6 施行)

- ① 新技術等実証関連保証
- ② 革新的データ産業活用関連保証
- ③ 先端設備等導入関連保証

### 3. 「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」

(H30.7.9 施行)

- ① 経営承継準備関連保証
- ② 特定経営承継準備関連保証
- ③ 技術等情報漏えい防止措置関連保証
- ④ 情報処理支援関連保証

#### 商店街活性化促進事業関連保証

対 象 者	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者
資 金 使 途	運転資金、設備資金
保 証 限 度 額	個人・会社・特定非営利活動法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
信 用 保 証 料 率	年 0.70% ※特別小口保険の場合は 0.80%

#### 新技術等実証関連保証

対 象 者	認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者
資 金 使 途	運転資金、設備資金
保 証 限 度 額	個人・会社・特定非営利活動法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
信 用 保 証 料 率	年 0.70% ※特別小口保険の場合は 0.80%

### 革新的データ産業活用関連保証

対 象 者	認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者
資 金 使 途	運転資金、設備資金
保 証 限 度 額	個人・会社・特定非営利活動法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
信 用 保 証 料 率	年 0.70% ※特別小口保険の場合は 0.80%

### 先端設備等導入関連保証

対 象 者	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者
資 金 使 途	運転資金、設備資金
保 証 限 度 額	個人・会社・特定非営利活動法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
信 用 保 証 料 率	年 0.70% ※特別小口保険の場合は 0.80%

### 情報処理支援関連保証

対 象 者	認定情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
資 金 使 途	運転資金、設備資金
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
信 用 保 証 料 率	年 1.15%

### 経営承継準備関連保証

対 象 者	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者
資 金 使 途	運転資金、設備資金
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
信用保証料率	年 0.45%～年 1.90% ※特別小口保険の場合は 0.85%

### 特定経営承継準備関連保証

対 象 者	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人
資 金 使 途	運転資金、設備資金
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
信用保証料率	年 1.15%

### 技術等情報漏えい防止措置関連保証

対 象 者	認定技術等情報漏えい防止措置認証機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人
資 金 使 途	運転資金、設備資金
保 証 限 度 額	2億8,000万円
保 証 期 間	運転資金 5年以内（うち据置期間 1年以内） 設備資金 7年以内（うち据置期間 1年以内）
信用保証料率	年 1.15%

## 年末・年始の保証相談・保証申し込みについて

これから年末にかけて、保証相談・保証申込が増加し、各担当窓口が混雑することが予想されます。当協会では、迅速な保証審査・手続きに努めることとしますが、年内に必要な資金をご希望の方は、お早めにご相談・お申込みいただきますようお願い申し上げます。

なお、年末・年始の営業日は以下の通りとなっています。

**営業終了日：平成 30 年 12 月 28 日（金）**

**営業開始日：平成 31 年 1 月 4 日（金）**

## 創業セミナーを実施しました

9月20日・10月2日・10月4日に創業予定者等を対象に開催された「いよぎんみらい起業塾」に講師を派遣し、保証協会の概要や、創業制度について説明させていただきました。

また、10月22日には愛媛調理製菓専門学校で創業セミナーを実施しました。

創業者の保証利用について動画をご覧いただいた後、洋菓子店の創業をテーマとしたグループワークを行い、創業者の立場で「創業すること」について学生たちに考えてもらいました。

創業に関するセミナー等へ講師派遣のご希望がございましたら、当協会企業支援課までご連絡ください。

【業務統括部企業支援課 TEL：089-931-2116】



## 「平成30年7月豪雨」に係る保証制度及び保証実績について

平成30年7月豪雨の影響を受け、事業活動に支障が生じている県内事業者の方々の資金調達を支援するために、以下の災害に関連する保証制度が実施されています。

平成30年10月末時点の災害に関連する保証制度の実績は以下のとおりです。

### 災害に関連する保証制度一覧

保証制度	特長
愛媛県災害関連対策資金	市町が発行する「り災証明書」等の発行を受けた中小企業者に対し、保証料を愛媛県が全額負担。
愛媛県緊急経済対策特別支援資金 (知事指定災害)	豪雨の影響により営業停止、売上高の前年同月比が3%以上減少、売掛金回収困難など、緊急的な資金調達に貸付利率年1.65%で利用可能。
愛媛県緊急経済対策特別支援資金4号 (セーフティネット4号)	指定地域で豪雨の影響により売上高の前年同月比が20%以上減少した方を対象に貸付利率年1.50%とする保証制度。
経営安定関連保証4号 (セーフティネット4号)	指定地域で豪雨の影響により売上高の前年同月比が20%以上減少した方を対象に金融機関所定利率で利用可能。 一般保証とは別枠で利用可能。
災害関係保証	指定地域で災害の影響を受け、市町が発行する「り災証明書」の発行を受けた中小企業者を対象とする保証制度。 一般保証とは別枠で利用可能。

※(指定地域)今治市・宇和島市・大洲市・八幡浜市・西予市・北宇和郡松野町・北宇和郡鬼北町

### 災害関連資金に係る保証実績 (平成30年10月31日)

(単位：件、千円)

保証制度	保証承諾				保証債務残高	
	当月中		当月末		件数	金額
	件数	金額	件数	金額		
災害関連対策資金	53	627,270	214	2,814,370	195	2,566,242
愛媛県緊急経済対策特別支援資金 (知事指定災害)	2	37,000	10	82,000	10	81,308
愛媛県緊急経済対策特別支援資金4号 (セーフティネット4号)	0	0	1	60,000	1	59,000
経営安定関連保証4号 (セーフティネット4号)	0	0	5	111,000	3	74,333
災害関係保証	0	0	0	0	0	0

# Q&A

## よくある質問



過去にA社の代表者であった人物が、新たにB社の代表者として会社を設立した場合、B社は創業資金の対象となりますか？ 但し、A社は既に廃業しています。



B社設立時点で、A社の代表者でなければB社は創業資金の対象となります。

注意する点は、「事業を営んでいない個人」によって設立された会社であれば創業資金の対象になるということです。



税理士会連携保証（ロングサポート3000）でも、税理士会連携保証（ショートサポート3000）でも短期資金の対応は可能となっていますが、どんな違いがありますか？



返済原資が明確な短期資金（工事代金入金までのつなぎ資金等）として利用する場合は、ロングサポート3000、恒常資金（所要運転資金の範囲内）の場合であれば、ショートサポート3000を利用するなど、資金ニーズに応じたかたちでご利用ください。



平成30年7月豪雨災害により直接的な被害は受けていないものの、予約のキャンセルが発生したなど、間接的な被害を受けた場合、利用できる保証制度はありますか？



平成30年7月豪雨による災害が「知事が指定した災害等」に該当するため、愛媛県融資制度のうち、売上高が前年同期比3%以上減少しているなど、一定の要件を満たしている場合は、り災証明等がなくても、「愛媛県緊急経済対策特別支援資金」のご利用が可能です。

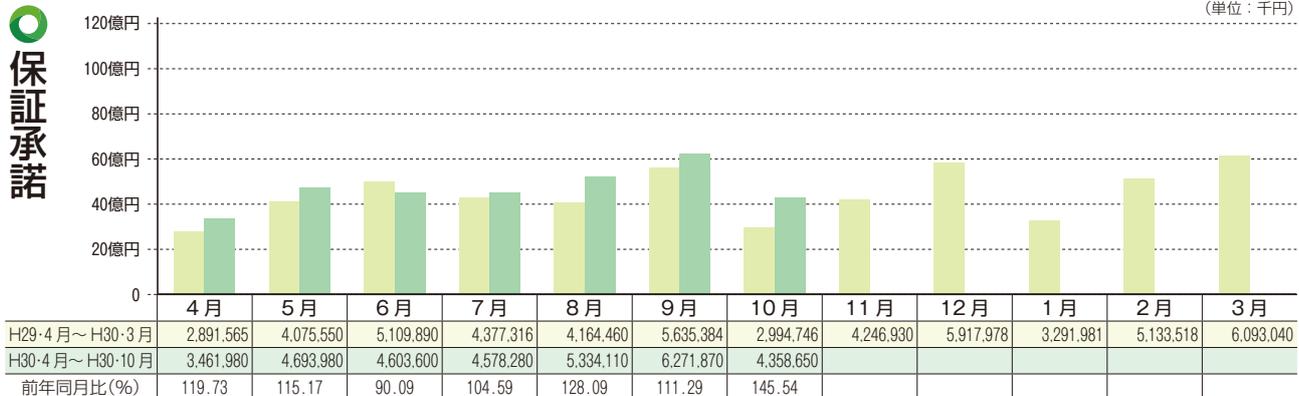
## 実績

(単位：千円)

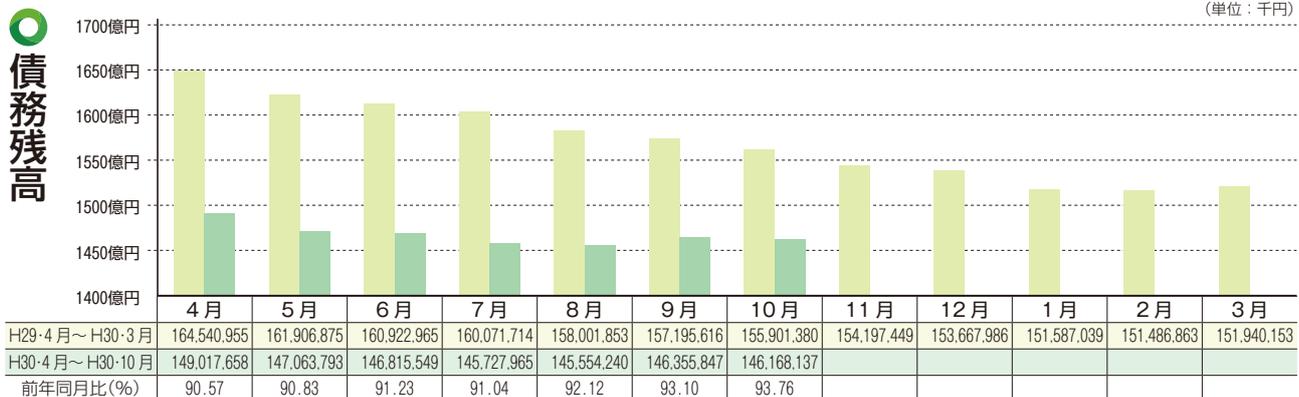
区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	516	4,631,860	125.85	143.67	3,733	34,762,500	111.50	116.19
保証承諾	472	4,358,650	122.60	145.54	3,630	33,302,470	110.94	113.86
保証債務残高	—	—	—	—	21,453	146,168,137	96.52	93.76
代位弁済	15	71,201	107.14	76.12	131	968,560	167.95	165.18

## 推移グラフ

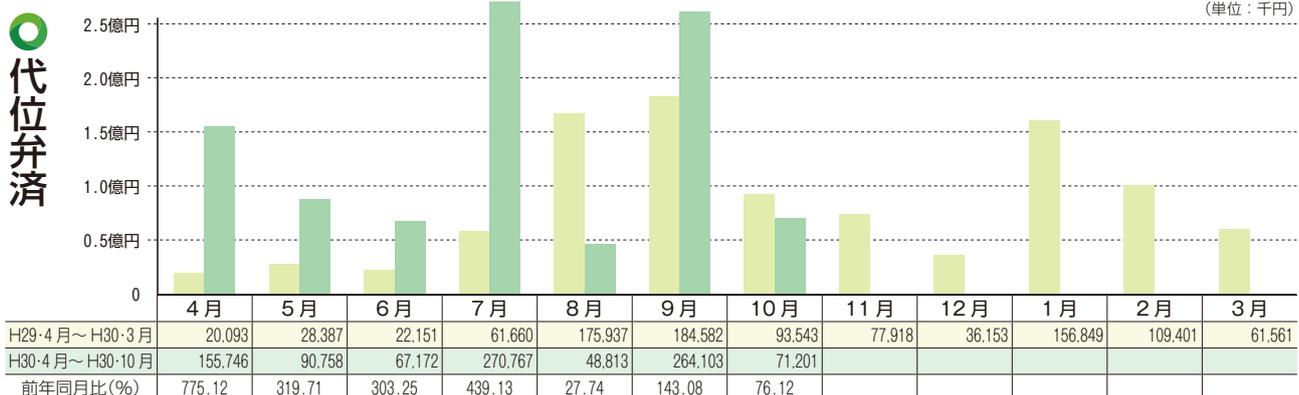
(単位：千円)



(単位：千円)



(単位：千円)



# 本・支所別保証状況 金融機関別保証状況

本・支所別保証状況 (平成 30 年 10 月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)	件数	金額	前年比 (%)
本所	217	1,904,050	176.02	1,665	15,815,620	118.13	9,974	68,175,311	93.83	11	34,069	67.77	76	447,918	172.66
新居浜	92	702,600	106.34	761	6,112,510	95.82	4,669	31,174,421	90.20	3	30,004	1,793.49	26	302,483	420.35
今治	48	429,800	75.03	468	3,786,490	76.83	3,266	21,192,501	88.05	1	7,128	26.45	10	16,891	9.55
八幡浜	64	664,700	194.36	400	4,480,800	172.28	1,789	14,498,418	105.54	0	0	0.00	5	67,565	181.07
宇和島	51	657,500	194.81	336	3,107,050	159.17	1,755	11,127,486	102.30	0	0	-----	14	133,704	327.07
合計	472	4,358,650	145.54	3,630	33,302,470	113.86	21,453	146,168,137	93.76	15	71,201	76.12	131	968,560	165.18

金融機関別保証状況 (平成 30 年 10 月分)

(単位：千円)

		保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
		当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
		件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀 行	伊予	144	1,533,980	38.16	1,062	12,709,800	38.16	7,811	68,916,079	47.15	7	36,189	43	461,654	47.66	
	四国	3	63,000	0.83	23	276,400	0.83	177	1,451,312	0.99	0	0	1	7,198	0.74	
	百十四	1	3,000	1.76	60	585,900	1.76	342	2,938,976	2.01	1	1,228	2	3,127	0.32	
	阿波	0	0	0.20	4	67,000	0.20	48	460,852	0.32	0	0	0	0	0.00	
	広島	6	54,700	1.41	54	468,000	1.41	481	3,373,799	2.31	0	0	6	16,811	1.74	
	中国	1	41,000	0.23	3	76,000	0.23	14	137,141	0.09	0	0	0	0	0.00	
	山口	1	35,000	0.38	6	125,000	0.38	45	637,137	0.44	0	0	1	3,413	0.35	
	西日本	0	0	0.00	0	0	0.00	2	8,188	0.01	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	0	0	0.00	0	0	0.00	20	375,313	0.26	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0.00	0	0	0.00	1	4,185	0.00	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	0.00	0	0	0.00	8	33,133	0.02	0	0	0	0	0.00	
	三菱東京	0	0	0.21	3	70,000	0.21	19	193,551	0.13	0	0	0	0	0.00	
	三井住友信託	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	154	1,508,980	36.07	1,332	12,013,170	36.07	6,931	41,943,221	28.70	4	5,051	39	227,533	23.49	
	香川	29	346,700	4.32	149	1,439,200	4.32	667	5,057,243	3.46	0	0	9	76,056	7.85	
	高知	5	22,000	0.50	23	166,500	0.50	165	1,047,351	0.72	0	0	2	16,215	1.67	
徳島	1	1,000	0.40	16	132,500	0.40	122	899,540	0.62	0	0	0	0	0.00		
もみじ	0	0	0.00	0	0	0.00	2	2,842	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	345	3,609,360	84.47	2,735	28,129,470	84.47	16,855	127,479,863	87.21	12	42,468	103	812,008	83.84		
信用金庫	愛媛	98	559,990	11.78	665	3,923,460	11.78	3,452	14,110,457	9.65	2	2,663	15	66,338	6.85	
	川の江	3	11,000	0.74	25	246,500	0.74	148	838,492	0.57	0	0	2	9,684	1.00	
	東予	9	39,400	0.91	78	301,890	0.91	334	1,203,219	0.82	1	26,071	3	32,480	3.35	
	宇和島	13	107,600	1.89	117	628,850	1.89	606	2,169,780	1.48	0	0	8	48,050	4.96	
	観音寺	4	31,300	0.09	4	31,300	0.09	9	49,591	0.03	0	0	0	0	0.00	
	信金中金	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	小計	127	749,290	15.41	889	5,132,000	15.41	4,549	18,371,539	12.57	3	28,734	28	156,551	16.16	
朝銀西	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
単一農協	0	0	0.02	2	7,000	0.02	8	17,587	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	0	0	0.10	4	34,000	0.10	41	299,148	0.20	0	0	0	0	0.00		
損保・生保	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	0	0	0.12	6	41,000	0.12	49	316,736	0.22	0	0	0	0	0.00		
合計	472	4,358,650	100.00	3,630	33,302,470	100.00	21,453	146,168,137	100.00	15	71,201	131	968,560	100.00		

# 業種別保証状況

保証状況  
E-HIME GUARANTEE

## 業種別保証状況 (平成30年10月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾					保証債務残高			代位弁済				
	当月中		当月末			当月末			当月中		当月末		
	件数	金額	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	件数	金額	構成比
製造業	65	645,230	487	5,339,950	16.03	3,353	28,697,375	19.63	1	26,071	14	184,476	19.05
食料品工業	14	186,930	70	1,216,830	3.65	470	4,640,215	3.17	1	26,071	6	81,366	8.40
繊維品工業	3	12,100	51	671,200	2.02	389	4,087,845	2.80	0	0	0	0	0.00
木材・木製品工業	0	0	18	208,600	0.63	129	1,605,891	1.10	0	0	0	0	0.00
家具・建具工業	3	8,400	9	58,900	0.18	82	453,883	0.31	0	0	0	0	0.00
紙工業	3	35,000	21	345,500	1.04	173	2,225,016	1.52	0	0	2	26,448	2.73
製版・製本業	0	0	2	11,000	0.03	9	58,465	0.04	0	0	0	0	0.00
化学工業	0	0	3	40,000	0.12	16	197,884	0.14	0	0	0	0	0.00
石油石炭製品工業	0	0	0	0	0.00	1	5,000	0.00	0	0	0	0	0.00
ゴム・プラスチック工業	1	1,000	7	22,500	0.07	57	489,651	0.33	0	0	0	0	0.00
ゴム製品製造業	0	0	0	0	0.00	5	63,906	0.04	0	0	0	0	0.00
皮革工業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
窯業	3	42,000	28	575,600	1.73	123	1,424,130	0.97	0	0	0	0	0.00
機械工業	6	74,000	61	661,600	1.99	418	4,069,166	2.78	0	0	0	0	0.00
電気機器工業	1	50,000	9	212,200	0.64	107	1,162,311	0.80	0	0	4	74,017	7.64
車輛工業	0	0	2	28,000	0.08	13	168,739	0.12	0	0	0	0	0.00
船舶工業	1	30,000	2	55,000	0.17	91	914,693	0.63	0	0	0	0	0.00
金属工業	10	78,800	76	479,470	1.44	465	3,052,372	2.09	0	0	0	0	0.00
ソフトウェア業	3	40,000	18	198,500	0.60	127	989,009	0.68	0	0	0	0	0.00
情報処理サービス業	0	0	0	0	0.00	3	4,640	0.00	0	0	0	0	0.00
農林漁業	0	0	3	60,000	0.18	12	141,265	0.10	0	0	0	0	0.00
その他の工業	17	87,000	107	495,050	1.49	663	2,943,295	2.01	0	0	2	2,645	0.27
鉱業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土石採取業	0	0	1	10,000	0.03	35	340,569	0.23	0	0	0	0	0.00
木材伐出業	1	5,000	4	21,000	0.06	7	46,934	0.03	0	0	0	0	0.00
建設業	130	1,203,750	977	9,329,920	28.02	5,575	35,925,381	24.58	1	1,909	22	157,387	16.25
卸売業	30	379,900	317	3,925,420	11.79	2,054	16,962,974	11.61	1	7,128	15	164,981	17.03
小売業	85	707,180	577	4,880,880	14.66	3,238	20,062,960	13.73	4	16,686	25	176,978	18.27
飲食店	44	288,000	307	1,385,140	4.16	1,519	5,431,324	3.72	5	12,452	16	43,954	4.54
不動産業	14	96,800	107	816,330	2.45	550	4,201,177	2.87	0	0	3	49,038	5.06
運送業	18	252,800	138	2,214,200	6.65	926	10,899,668	7.46	0	0	4	46,721	4.82
貨物運送取扱業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
倉庫業	0	0	1	20,000	0.06	8	57,542	0.04	0	0	0	0	0.00
物品預り・駐車場業	0	0	0	0	0.00	9	32,478	0.02	0	0	0	0	0.00
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	3	25,500	0.08	48	347,954	0.24	0	0	0	0	0.00
印刷業	8	179,000	31	403,000	1.21	156	1,380,642	0.94	0	0	3	12,013	1.24
出版業	2	7,000	2	7,000	0.02	22	137,593	0.09	0	0	0	0	0.00
サービス業	74	590,990	655	4,840,930	14.54	3,808	21,268,727	14.55	3	6,956	26	126,110	13.02
物品賃貸業	3	51,900	16	165,000	0.50	83	621,838	0.43	0	0	0	0	0.00
宿泊業	3	15,000	16	315,400	0.95	119	1,577,188	1.08	0	0	2	4,001	0.41
洗濯・理美容・浴場業	16	38,100	111	487,740	1.46	567	2,030,509	1.39	1	5,742	2	6,058	0.63
その他の生活関連サービス業	0	0	15	112,700	0.34	81	705,671	0.48	1	460	1	460	0.05
旅行業	0	0	2	15,000	0.05	24	130,817	0.09	0	0	0	0	0.00
映画・娯楽業	1	3,000	22	101,600	0.31	86	380,059	0.26	0	0	0	0	0.00
広告業	1	5,000	9	32,500	0.10	95	599,711	0.41	0	0	0	0	0.00
放送業	0	0	1	2,000	0.01	2	2,151	0.00	0	0	0	0	0.00
情報通信サービス業	0	0	3	10,300	0.03	27	97,864	0.07	0	0	1	7,198	0.74
運輸サービス業	1	1,000	9	34,500	0.10	40	191,042	0.13	0	0	0	0	0.00
職業紹介・労働者派遣業	1	15,000	5	37,000	0.11	17	64,160	0.04	0	0	1	1,978	0.20
その他の事業サービス業	11	144,200	67	525,900	1.58	335	1,824,591	1.25	0	0	9	24,470	2.53
専門サービス業	2	21,000	60	260,050	0.78	411	869,107	0.59	0	0	0	0	0.00
技術サービス業	11	50,300	69	266,350	0.80	348	1,268,931	0.87	0	0	0	0	0.00
医療・福祉業	18	214,290	166	1,699,250	5.10	1,066	8,003,195	5.48	0	0	5	64,413	6.65
廃棄物処理業	3	15,000	44	510,700	1.53	239	1,707,088	1.17	0	0	0	0	0.00
教育・学習支援事業	2	10,000	28	219,650	0.66	125	647,978	0.44	0	0	1	3,730	0.39
その他のサービス業	1	7,200	12	45,290	0.14	143	546,829	0.37	1	753	4	13,802	1.42
保険媒介代理業	1	3,000	20	59,200	0.18	125	298,814	0.20	0	0	0	0	0.00
郵便業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通信業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
インターネット付随サービス業	0	0	3	24,000	0.07	20	76,025	0.05	0	0	3	6,901	0.71
合計	472	4,358,650	3,630	33,302,470	100.00	21,453	146,168,137	100.00	15	71,201	131	968,560	100.00

※平成24年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

# 金額別・期間別・用途別保証状況

金額別保証状況 (平成 30 年 10 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1000 以下	42	37,200	354	311,510	0.94	2,058	1,013,955	0.69
1000 超 2000 以下	69	122,150	474	842,120	2.53	2,451	2,574,364	1.76
2000 超 3000 以下	57	166,880	497	1,428,480	4.29	2,732	4,690,394	3.21
3000 超 5000 以下	128	605,830	1,075	5,110,470	15.35	5,777	16,958,173	11.60
5000 超 10000 以下	76	659,990	497	4,277,790	12.85	3,269	17,711,287	12.12
10000 超 15000 以下	23	318,600	151	2,028,600	6.09	1,110	9,587,955	6.56
15000 超 20000 以下	26	515,000	204	3,979,500	11.95	1,115	13,786,450	9.43
20000 超 30000 以下	29	829,000	190	5,326,500	15.99	1,387	23,654,761	16.18
30000 超 50000 以下	17	729,000	134	5,802,500	17.42	1,019	29,405,964	20.12
50000 超 60000 以下	3	175,000	19	1,098,000	3.30	160	6,052,368	4.14
60000 超 70000 以下	0	0	12	801,000	2.41	105	4,722,739	3.23
70000 超 80000 以下	1	80,000	14	1,116,000	3.35	183	8,873,824	6.07
80000 超 100000 以下	0	0	5	500,000	1.50	38	2,269,879	1.55
100000 超 120000 以下	1	120,000	1	120,000	0.36	14	1,022,783	0.70
120000 超 150000 以下	0	0	0	0	0.00	10	679,444	0.46
150000 超 200000 以下	0	0	3	560,000	1.68	25	3,163,798	2.16
200000 超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
<b>合 計</b>	<b>472</b>	<b>4,358,650</b>	<b>3,630</b>	<b>33,302,470</b>	<b>100.00</b>	<b>21,453</b>	<b>146,168,137</b>	<b>100.00</b>

期間別保証状況 (平成 30 年 10 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3 力月以下	1	5,000	28	333,500	1.00	10	236,000	0.16
3 力月超 6 力月以下	8	67,000	48	733,300	2.20	42	672,628	0.46
6 力月超 1 力年以下	16	151,300	92	1,438,100	4.32	152	2,350,641	1.61
1 力年超 2 力年以下	10	197,000	78	599,630	1.80	299	2,076,478	1.42
2 力年超 3 力年以下	32	204,600	237	984,890	2.96	1,025	2,090,383	1.43
3 力年超 4 力年以下	17	71,200	94	523,320	1.57	461	1,644,246	1.12
4 力年超 5 力年以下	214	939,130	1,889	9,015,360	27.07	12,072	37,625,026	25.74
5 力年超 7 力年以下	97	1,222,630	681	9,070,880	27.24	3,824	37,868,881	25.91
7 力年超 10 力年以下	66	1,256,790	441	9,414,790	28.27	3,260	53,509,897	36.61
10 力年超	11	244,000	42	1,188,700	3.57	308	8,093,957	5.54
<b>合 計</b>	<b>472</b>	<b>4,358,650</b>	<b>3,630</b>	<b>33,302,470</b>	<b>100.00</b>	<b>21,453</b>	<b>146,168,137</b>	<b>100.00</b>

用途別保証状況 (平成 30 年 10 月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	358	3,509,000	2,936	29,022,990	87.15	18,268	128,946,285	88.22
設 備 資 金	73	428,550	426	2,326,230	6.99	2,024	11,029,899	7.55
運 転 設 備 資 金	41	421,100	268	1,953,250	5.87	1,161	6,191,953	4.24
<b>合 計</b>	<b>472</b>	<b>4,358,650</b>	<b>3,630</b>	<b>33,302,470</b>	<b>100.00</b>	<b>21,453</b>	<b>146,168,137</b>	<b>100.00</b>

## 市町制度保証状況 (平成 30 年 10 月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	5	14,000	85	246,600	513	1,009,247
	新 居 浜	12	48,500	121	415,320	476	1,089,679
	西 条	18	69,400	133	485,890	763	1,755,681
	今 治	23	73,000	197	614,060	1,131	2,384,533
	松 山	69	226,200	615	1,988,400	3,526	6,592,435
	東 温	6	19,000	24	85,300	127	239,947
	伊 予	1	4,500	9	36,500	31	79,812
	大 洲	3	5,400	37	120,400	226	450,266
	八 幡 浜	4	9,000	28	104,700	148	294,910
	西 予	2	9,000	24	89,500	172	380,024
宇 和 島	10	34,500	133	458,350	805	1,635,711	
	<b>小 計</b>	<b>153</b>	<b>512,500</b>	<b>1,406</b>	<b>4,645,020</b>	<b>7,918</b>	<b>15,912,245</b>
町	砥 部	1	1,000	10	42,000	10	39,031
	久 万 高 原	1	2,000	5	13,300	16	28,815
	内 子	0	0	12	42,900	37	86,961
	伊 方	1	5,000	2	8,000	6	17,476
	鬼 北	0	0	0	0	0	0
	松 野	0	0	0	0	7	14,949
	愛 南	2	3,100	26	60,200	42	85,774
	<b>小 計</b>	<b>5</b>	<b>11,100</b>	<b>55</b>	<b>166,400</b>	<b>118</b>	<b>273,006</b>
<b>合 計</b>		<b>158</b>	<b>523,600</b>	<b>1,461</b>	<b>4,811,420</b>	<b>8,036</b>	<b>16,185,251</b>

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	0	0	1	2,000	1	2,000	
新 居 浜	0	0	1	1,000	1	1,000	
<b>合 計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>3,000</b>	<b>2</b>	<b>3,000</b>

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	24	82,150	126	414,370	387	901,695	
(う ち 公 害)	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	( 0 )	
今 治	2	14,300	26	91,180	119	357,810	
<b>合 計</b>		<b>26</b>	<b>96,450</b>	<b>152</b>	<b>505,550</b>	<b>506</b>	<b>1,259,505</b>

小口資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
今 治	0	0	0	0	0	0	
<b>合 計</b>		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央	3	12,000	31	174,000	167	732,878	
新 居 浜	3	30,000	18	165,000	103	536,797	
今 治	5	44,000	41	328,400	317	1,790,978	
松 山	0	0	0	0	43	162,930	
八 幡 浜	0	0	13	108,000	70	337,803	
西 予	1	10,000	4	40,000	50	273,017	
<b>合 計</b>		<b>12</b>	<b>96,000</b>	<b>107</b>	<b>815,400</b>	<b>750</b>	<b>3,834,403</b>

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山	2	7,000	7	40,000	165	410,027	
今 治	0	0	12	50,400	67	198,195	
<b>合 計</b>		<b>2</b>	<b>7,000</b>	<b>19</b>	<b>90,400</b>	<b>232</b>	<b>608,222</b>

# ランキングベスト10 — 10月の信用保証ランキング —

平成30年10月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

## 保証債務残高



前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	450	4,778,448
2 →	2	伊予銀行	本店営業部	215	3,554,752
3 →	3	伊予銀行	今治支店	297	3,287,277
4 →	4	伊予銀行	西条支店	361	3,124,706
5 →	5	伊予銀行	宇和島支店	285	2,984,642
6 →	6	伊予銀行	新居浜支店	298	2,637,693
7 →	7	伊予銀行	八幡浜支店	176	2,157,208
8 →	8	伊予銀行	大洲支店	181	2,005,967
9 →	9	伊予銀行	本町支店	234	1,862,832
10 →	10	伊予銀行	空港通支店	226	1,860,240

## 保証承諾



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
97 ↗	1	愛媛銀行	大街道支店	13	177,500
1 ↘	2	愛媛銀行	本店営業部	6	157,000
4 ↗	3	伊予銀行	宇和島支店	12	137,700
3 ↘	4	伊予銀行	八幡浜支店	8	128,930
24 ↗	5	伊予銀行	大洲支店	11	122,200
95 ↗	6	愛媛銀行	旭町支店	5	119,000
43 ↗	7	香川銀行	宇和島支店	4	118,000
196 ↗	8	伊予銀行	福音寺支店	4	107,000
19 ↗	9	伊予銀行	吉田支店	9	107,000
91 ↗	10	愛媛信用	久米支店	7	89,900

## 保証承諾



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月末)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	78	1,549,700
4 ↗	2	伊予銀行	大洲支店	53	683,400
2 ↘	3	伊予銀行	西条支店	58	676,800
3 ↘	4	伊予銀行	本町支店	34	593,000
8 ↗	5	伊予銀行	八幡浜支店	31	555,930
9 ↗	6	伊予銀行	宇和島支店	54	536,200
6 ↘	7	愛媛銀行	大洲支店	50	524,980
5 ↘	8	伊予銀行	本店営業部	18	520,400
7 ↘	9	伊予銀行	今治支店	21	472,250
10 →	10	愛媛銀行	宇和島支店	29	449,400

# 金融機関店舗別保証状況

保証状況  
EHIME GUARANTEE

平成 30 年 10 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	0	0	-----	0	0	-----	5	6,397	29.63	0	0	0.00
今 治	0	0	0.00	0	0	0.00	13	246,912	69.95	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	102,000	65.84	0	0	0.00
難 波	0	0	-----	0	0	-----	1	20,004	82.36	0	0	0.00
計	0	0	0.00	0	0	0.00	20	375,313	67.77	0	0	0.00
りそな 天 六	0	0	-----	0	0	-----	1	4,185	29.51	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	1	4,185	29.51	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	0	0	-----	0	0	0.00	6	31,418	59.18	0	0	0.00
松 山	0	0	-----	0	0	-----	2	1,715	53.54	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	8	33,133	58.86	0	0	0.00
三菱東京 高松中央	0	0	-----	0	0	-----	5	60,049	70.40	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	2	60,000	200.00	11	115,171	96.81	0	0	0.00
大 阪 西	0	0	-----	0	0	-----	1	2,486	59.33	0	0	0.00
福 山	0	0	-----	1	10,000	-----	2	15,845	182.71	0	0	0.00
計	0	0	-----	3	70,000	233.33	19	193,551	89.14	0	0	0.00
伊予 本 店	3	21,000	210.00	18	520,400	98.30	215	3,554,752	93.81	0	0	0.00
本 町	4	28,500	228.00	34	593,000	497.48	234	1,862,832	80.05	1	2,452	0.13
城 北	0	0	-----	0	0	-----	2	3,444	68.17	0	0	0.00
松山駅前	3	18,000	1,200.00	11	96,000	114.70	124	1,092,036	89.79	5	16,459	1.45
湊 町	1	55,000	1,833.33	21	158,000	47.45	149	1,464,901	91.29	0	0	0.00
小 栗	0	0	-----	7	49,000	62.82	69	357,197	83.33	0	0	0.00
立 花	1	15,000	-----	3	21,200	33.65	36	200,918	87.44	1	2,202	1.06
新 立	2	14,000	-----	8	51,200	512.00	32	253,140	102.74	0	0	0.00
大 街 道	1	5,000	25.38	19	105,400	88.81	118	697,166	92.00	2	6,613	0.92
一 万	3	34,000	425.00	12	113,500	60.37	96	845,643	101.74	1	3,347	0.38
道 後	4	24,000	300.00	20	258,800	95.36	158	1,690,060	94.96	0	0	0.00
東 野	1	5,000	100.00	4	17,000	26.90	45	158,671	75.06	0	0	0.00
三 津 浜	1	15,000	56.60	22	221,600	83.21	164	1,651,629	97.66	0	0	0.00
水産市場	0	0	-----	0	0	-----	6	58,270	92.54	0	0	0.00
松 山 北	4	14,550	22.38	20	303,050	56.19	183	1,598,023	73.83	0	0	0.00
中央市場	0	0	-----	5	39,000	487.50	36	284,328	85.80	0	0	0.00
空 港 通	2	9,600	26.67	21	189,600	51.31	226	1,860,240	90.17	4	19,592	1.03
余 戸	2	57,000	335.29	16	202,600	75.83	125	1,018,234	95.25	1	3,409	0.32
味 生	0	0	0.00	7	86,000	100.00	47	315,129	82.16	0	0	0.00
石 井	1	10,000	-----	11	230,400	338.82	62	738,292	93.81	1	5,067	0.69
椿	1	1,800	-----	15	179,300	373.54	97	705,980	105.62	0	0	0.00
久 米	0	0	-----	11	80,380	96.84	111	606,548	95.76	0	0	0.00
福 音 寺	4	107,000	1,725.81	16	191,600	85.73	92	848,245	100.14	1	6,991	0.80
小 野	0	0	0.00	3	37,500	78.13	34	215,660	70.49	3	15,458	6.56
堀 江	0	0	-----	2	6,500	22.81	51	261,741	78.27	0	0	0.00
和 気	0	0	-----	3	17,000	72.34	50	209,291	77.73	0	0	0.00
森 松	1	4,400	9.46	15	146,400	83.90	117	587,619	87.40	0	0	0.00
中 島	0	0	0.00	2	24,000	120.00	22	142,313	93.48	0	0	0.00
北 条	0	0	0.00	24	230,200	179.14	138	888,921	103.47	0	0	0.00
横 河 原	2	5,000	-----	12	175,000	343.14	67	516,898	98.22	0	0	0.00
川 内	0	0	0.00	3	48,000	34.24	51	712,409	89.44	0	0	0.00
砥 部	2	8,000	-----	15	174,500	150.43	77	635,158	107.27	0	0	0.00
松 前	1	5,000	-----	21	375,100	91.47	128	1,759,472	103.13	1	7,313	0.41
郡 中	3	55,000	74.58	26	294,300	81.04	139	1,278,284	96.93	1	1,514	0.12
上 灘	0	0	-----	3	12,000	-----	17	115,817	93.87	0	0	0.00
中 山	0	0	0.00	1	60,000	184.05	13	127,939	92.64	0	0	0.00
久 万	1	26,000	325.00	8	135,000	173.08	43	452,577	94.72	0	0	0.00
今 治	2	3,500	5.22	21	472,250	67.83	297	3,287,277	78.95	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 10 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 中 浜	3	76,000	127.73	21	373,700	130.89	156	1,516,843	101.58	0	0	0.00
日 吉	2	10,000	10.54	14	88,700	23.53	163	1,157,518	77.69	0	0	0.00
今 治 南	0	0	-----	7	59,950	108.02	66	511,035	96.24	0	0	0.00
波 止 浜	1	10,000	51.02	11	142,700	72.14	66	566,943	84.25	0	0	0.00
鳥 生	0	0	0.00	7	34,500	33.53	87	643,332	87.96	0	0	0.00
桜 井	1	5,000	43.86	10	62,500	44.36	65	392,142	101.32	0	0	0.00
菊 間	0	0	-----	2	27,000	65.85	48	353,051	87.29	0	0	0.00
大 島	1	5,000	100.00	6	36,200	33.99	84	737,058	93.68	0	0	0.00
伯 方	0	0	0.00	5	69,000	51.69	53	442,549	82.10	1	645	0.14
宮 浦	0	0	0.00	4	30,000	75.00	30	232,566	89.98	1	7,128	2.84
新 居 浜	3	40,000	40.61	31	237,800	44.06	298	2,637,693	73.86	2	1,893	0.07
高 津	0	0	-----	0	0	-----	1	2,900	-----	0	0	0.00
角 野	3	32,000	36.78	12	115,500	30.92	144	1,498,817	87.39	0	0	0.00
新 居 浜 東	1	5,000	59.52	11	86,000	110.40	89	510,818	90.44	0	0	0.00
中 萩	0	0	0.00	6	96,000	119.40	76	698,458	83.50	0	0	0.00
土 居	0	0	0.00	8	41,700	31.59	92	609,389	94.83	0	0	0.00
三 島	1	5,000	100.00	13	243,400	251.97	165	1,454,185	88.48	0	0	0.00
川 之 江	3	23,500	2,350.00	12	139,500	24.78	146	1,712,271	83.72	1	17,688	1.00
金 生	0	0	-----	1	1,000	-----	2	1,636	-----	0	0	0.00
西 条	7	52,000	139.04	58	676,800	162.89	361	3,124,706	87.00	7	171,664	5.24
三 芳	1	50,000	-----	6	122,200	204.69	59	515,690	77.49	0	0	0.00
壬 生 川	4	19,000	135.71	17	87,500	37.27	120	1,009,157	86.12	1	4,290	0.41
丹 原	0	0	-----	2	4,000	50.00	24	179,938	108.86	0	0	0.00
小 松	0	0	0.00	7	96,300	129.26	62	601,663	96.35	0	0	0.00
八 幡 浜	8	128,930	-----	31	555,930	159.29	176	2,157,208	93.34	3	51,462	2.51
大 洲 本 町	3	19,800	1,237.50	13	93,300	101.91	54	310,038	111.20	1	14,637	5.19
大 洲	11	122,200	344.23	53	683,400	187.13	181	2,005,967	105.98	0	0	0.00
長 浜	0	0	-----	10	191,000	530.56	47	609,643	103.82	0	0	0.00
五 十 崎	0	0	0.00	2	23,000	15.82	31	333,908	82.39	0	0	0.00
内 子	2	25,000	125.00	12	128,900	83.65	67	672,409	105.34	0	0	0.00
川 之 石	0	0	0.00	6	33,000	100.00	26	139,861	122.88	0	0	0.00
伊 方	1	5,000	-----	3	11,000	440.00	11	37,728	87.74	0	0	0.00
三 机	0	0	0.00	0	0	0.00	1	5,000	100.00	0	0	0.00
三 崎	0	0	-----	1	11,000	458.33	19	87,308	73.46	0	0	0.00
三 瓶	1	4,000	-----	6	84,000	184.62	31	257,435	115.00	0	0	0.00
宇 和 島	12	137,700	87.71	54	536,200	135.99	285	2,984,642	96.30	0	0	0.00
追 手	0	0	-----	0	0	-----	1	99	32.67	0	0	0.00
卯 之 町	1	10,000	25.64	9	100,500	155.09	83	592,027	104.94	0	0	0.00
野 村	3	25,000	500.00	18	258,900	341.56	81	595,015	121.12	0	0	0.00
高 山	1	3,000	60.00	5	51,000	1,020.00	12	126,243	103.99	0	0	0.00
吉 田	9	107,000	-----	20	249,000	363.50	48	375,928	163.64	0	0	0.00
近 永	2	30,000	90.91	9	150,000	180.72	44	500,475	105.23	0	0	0.00
松 丸	1	3,000	-----	3	44,500	71.47	17	114,771	142.15	0	0	0.00
岩 松	1	4,000	-----	11	112,500	907.26	46	283,330	119.63	0	0	0.00
愛 南	1	10,000	66.67	18	176,300	223.16	79	684,020	92.09	3	71,916	10.53
富 田	0	0	0.00	10	50,490	92.98	63	364,198	93.77	0	0	0.00
古 川	2	11,000	91.67	20	213,400	161.42	99	528,344	98.17	1	29,916	5.53
牛 渕	1	5,000	-----	5	16,400	93.71	56	203,569	81.90	0	0	0.00
原 町	2	6,500	-----	2	6,500	22.03	40	231,233	81.09	0	0	0.00
日 高	0	0	-----	1	4,650	46.50	5	21,387	51.51	0	0	0.00
船 木	0	0	-----	0	0	-----	1	318	-----	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	1	7,366	47.96	0	0	0.00
三 津 東	0	0	-----	1	3,200	106.67	5	8,978	105.62	0	0	0.00
桑 原	0	0	0.00	4	107,000	237.57	33	323,440	82.80	0	0	0.00
大 西	1	3,000	-----	4	28,000	103.70	39	183,863	68.61	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	2,920	66.97	0	0	0.00
計	144	1,533,980	103.60	1,062	12,709,800	104.44	7,811	68,916,079	91.19	43	461,654	0.66

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 10 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
四国 松 山	1	8,000	160.00	5	37,500	27.78	58	422,016	83.51	1	7,198	0.00
松 山 南	0	0	-----	0	0	0.00	17	108,671	56.26	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	1	2,400	72.73	23	252,618	58.17	0	0	0.00
八 幡 浜	0	0	0.00	3	88,000	169.23	28	316,973	91.79	0	0	0.00
宇 和 島	2	55,000	-----	14	148,500	1,237.50	43	305,761	105.98	0	0	0.00
御 荘	0	0	-----	0	0	-----	1	550	24.89	0	0	0.00
四国中央	0	0	-----	0	0	0.00	7	44,723	70.29	0	0	0.00
計	3	63,000	140.00	23	276,400	177.98	177	1,451,312	79.74	1	7,198	0.48
百十四 松 山	0	0	-----	14	180,000	363.64	98	1,161,578	100.13	0	0	0.00
新 居 浜	1	3,000	66.67	15	217,900	187.04	58	605,414	106.81	1	1,228	0.21
三 島	0	0	-----	14	84,500	103.68	47	362,753	103.29	0	0	0.00
今 治	0	0	0.00	10	82,500	43.08	63	527,166	77.31	1	1,899	0.35
西 条	0	0	0.00	7	21,000	21.03	76	282,065	99.05	0	0	0.00
計	1	3,000	7.59	60	585,900	108.73	342	2,938,976	96.53	2	3,127	0.11
阿波 松 山	0	0	-----	4	67,000	206.79	45	404,014	85.22	0	0	0.00
藍 住	0	0	0.00	0	0	0.00	2	28,602	127.57	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	0	0	-----	1	28,236	75.54	0	0	0.00
計	0	0	0.00	4	67,000	141.35	48	460,852	85.62	0	0	0.00
広島 松 山	0	0	0.00	6	93,500	34.19	117	1,123,935	78.42	5	11,889	0.99
今 治	2	29,000	483.33	17	193,300	86.88	125	743,946	84.05	0	0	0.00
伊予西条	3	22,200	82.22	15	68,000	57.87	75	335,660	69.13	1	4,922	1.25
新 居 浜	0	0	-----	4	33,700	674.00	49	479,938	67.22	0	0	0.00
三 島	0	0	0.00	9	72,000	44.50	90	474,832	75.61	0	0	0.00
川 之 江	1	3,500	-----	2	5,500	-----	20	64,724	56.60	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	1	2,000	-----	4	148,445	113.25	0	0	0.00
木 江	0	0	-----	0	0	-----	1	2,318	53.63	0	0	0.00
計	6	54,700	89.67	54	468,000	59.98	481	3,373,799	76.75	6	16,811	0.47
中国 川 之 江	1	41,000	-----	3	76,000	7,600.00	13	136,641	102.23	0	0	0.00
丸 亀	0	0	-----	0	0	-----	1	500	7.69	0	0	0.00
計	1	41,000	-----	3	76,000	7,600.00	14	137,141	97.85	0	0	0.00
山口 松 山	1	35,000	-----	6	125,000	156.25	42	630,799	95.16	1	3,413	0.55
今 治	0	0	-----	0	0	-----	2	3,018	6.66	0	0	0.00
尾 道	0	0	-----	0	0	-----	1	3,320	60.46	0	0	0.00
計	1	35,000	-----	6	125,000	156.25	45	637,137	89.28	1	3,413	0.54
西日本 広 島	0	0	-----	0	0	-----	2	8,188	94.93	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	2	8,188	94.93	0	0	0.00
愛媛 本 店	6	157,000	1,891.57	78	1,549,700	97.68	450	4,778,448	86.32	6	19,398	0.41
中央市場	0	0	-----	1	1,500	1.43	9	135,791	128.56	0	0	0.00
水産市場	0	0	-----	2	10,000	-----	8	45,624	81.26	0	0	0.00
末 広 町	2	35,000	241.38	25	171,800	115.30	142	715,893	94.30	0	0	0.00
大 街 道	13	177,500	531.44	42	359,800	98.41	243	1,506,691	110.81	1	3,730	0.25
道 後	1	2,000	200.00	19	152,900	499.67	114	847,525	104.08	0	0	0.00
本 町	0	0	-----	15	153,000	103.80	146	742,204	91.19	1	2,654	0.35
三 津 浜	5	11,200	92.56	28	348,000	154.60	121	708,037	86.37	1	333	0.05
立 花	3	38,500	74.04	15	87,000	41.95	122	578,144	70.46	0	0	0.00
久 米	4	70,000	700.00	42	439,100	218.24	159	1,035,984	94.75	0	0	0.00
余 戸	2	7,000	26.42	32	320,000	147.03	125	993,413	98.35	2	33,284	3.30
鴨 川	1	25,000	250.00	36	216,090	185.48	142	759,333	97.65	0	0	0.00
中 央 通	0	0	0.00	20	348,500	144.61	100	871,557	139.90	0	0	0.00
古 川	8	23,500	783.33	28	241,400	342.41	135	700,586	100.43	0	0	0.00

\*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成30年10月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 桑原	1	1,500	-----	10	26,100	57.87	72	233,027	89.29	0	0	0.00
森松	7	87,400	1,589.09	34	277,600	119.55	193	1,337,911	81.22	0	0	0.00
空港通	3	14,900	212.86	23	169,900	195.29	135	649,730	104.65	1	1,364	0.22
石井	5	78,000	509.80	45	398,600	179.07	186	1,349,362	100.93	0	0	0.00
雄郡	3	16,600	-----	15	67,600	51.41	78	377,053	75.11	2	43,289	10.13
重信	0	0	0.00	21	103,600	176.25	107	381,742	101.00	2	6,527	1.74
郡万	4	9,300	465.00	17	299,300	278.42	87	671,715	98.66	1	336	0.05
久中	1	2,000	-----	5	35,000	120.69	32	118,751	105.77	0	0	0.00
北条	5	21,500	143.33	30	272,300	155.60	116	628,724	113.44	2	9,513	1.55
川之江	2	60,000	1,714.29	12	198,500	1,072.97	84	537,341	87.80	0	0	0.00
三島	1	2,000	100.00	17	71,500	134.91	97	506,953	112.08	0	0	0.00
新居浜	5	45,500	96.81	47	404,000	84.57	184	1,520,557	105.74	2	2,909	0.19
新居浜東	4	19,500	650.00	17	106,500	45.51	99	617,435	106.98	0	0	0.00
泉川	3	12,500	78.32	24	129,300	111.41	89	412,328	100.77	0	0	0.00
西条	6	24,000	266.67	37	416,100	147.19	241	1,564,682	100.33	0	0	0.00
氷見	0	0	-----	5	37,500	144.23	50	166,968	102.49	1	3,033	1.97
壬生川	2	10,000	222.22	13	189,500	301.27	75	399,841	106.75	1	2,705	0.67
丹原	1	2,000	-----	11	35,500	94.67	85	293,800	96.21	0	0	0.00
今治	1	1,000	1.80	44	155,860	68.45	257	1,371,620	85.61	0	0	0.00
旭町	5	119,000	426.52	43	350,550	130.03	153	781,869	104.82	5	6,903	0.95
波止浜	2	8,000	80.00	16	77,000	43.26	105	534,877	81.42	0	0	0.00
伯方	1	31,000	206.67	13	125,200	200.32	75	450,783	91.29	1	113	0.02
弓削	0	0	-----	3	4,000	13.33	29	114,656	67.18	0	0	0.00
菊間	0	0	-----	3	11,000	103.77	23	54,764	105.70	0	0	0.00
吉海	0	0	-----	7	48,500	378.91	38	153,379	123.48	0	0	0.00
長浜	3	52,000	1,040.00	8	78,000	354.55	41	255,169	150.86	0	0	0.00
内子	2	3,600	30.00	16	116,100	393.56	72	476,302	79.18	0	0	0.00
大洲	4	32,780	-----	50	524,980	750.51	168	997,816	163.85	1	1,466	0.20
八幡浜	2	6,000	171.43	27	314,300	120.42	124	1,007,636	106.27	0	0	0.00
三瓶	1	3,000	120.00	5	38,000	26.95	34	237,976	64.06	0	0	0.00
川之石	2	53,000	-----	4	64,000	270.04	27	125,301	84.59	0	0	0.00
野村	6	64,000	213.33	14	146,500	144.33	42	320,573	142.07	0	0	0.00
卯之町	0	0	0.00	9	55,000	35.48	103	708,115	100.10	0	0	0.00
宇和島	2	55,000	1,100.00	29	449,400	153.85	173	1,504,786	97.78	3	13,739	0.93
近永	1	1,200	-----	11	120,200	108.88	66	565,949	109.35	0	0	0.00
吉田	2	36,000	720.00	8	114,100	160.70	54	271,787	128.41	0	0	0.00
岩松	1	500	-----	8	30,000	55.35	46	128,722	111.49	0	0	0.00
城辺	1	1,500	25.00	11	43,500	59.51	65	290,713	110.65	0	0	0.00
宇和島南	0	0	0.00	4	28,000	32.37	58	200,621	84.00	0	0	0.00
見奈良	1	2,000	-----	11	45,800	88.59	58	276,506	86.15	0	0	0.00
今治東	3	6,500	325.00	11	51,500	139.19	73	297,861	117.59	0	0	0.00
湯築	1	3,000	-----	1	3,000	-----	22	41,916	72.51	0	0	0.00
松山駅前	1	12,000	109.09	18	74,900	165.96	67	221,588	118.37	0	0	0.00
味生	0	0	0.00	7	47,500	148.90	54	191,859	120.29	0	0	0.00
松末	2	3,000	-----	26	221,900	209.54	83	416,266	109.56	1	460	0.12
中萩	1	3,000	600.00	20	97,150	117.05	90	326,998	124.27	0	0	0.00
日高	0	0	-----	12	125,100	428.42	78	354,443	99.39	0	0	0.00
三津浜東	0	0	-----	6	16,200	243.61	24	32,626	62.97	0	0	0.00
金生	1	12,000	160.00	22	156,300	199.11	84	393,512	131.92	0	0	0.00
中之庄	0	0	-----	8	67,000	147.25	46	192,131	100.00	0	0	0.00
飯岡	1	2,000	22.22	10	79,000	110.12	36	164,524	110.93	0	0	0.00
川内	1	5,000	73.53	14	77,700	76.33	72	416,869	106.63	0	0	0.00
桜井	0	0	0.00	8	92,900	140.12	55	214,773	109.60	0	0	0.00
松前	0	0	0.00	14	90,900	84.09	75	511,791	89.27	2	16,631	3.10
姫原	1	5,000	500.00	2	5,690	284.50	21	37,066	100.14	0	0	0.00
土居	3	27,000	540.00	13	89,500	152.99	59	269,586	99.71	0	0	0.00
砥部	1	1,000	50.00	10	58,500	210.43	56	366,781	87.31	3	59,145	14.25

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 10 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 来 住	3	6,500	325.00	18	78,250	95.54	95	450,574	93.49	0	0	0.00
大 阪	0	0	-----	0	0	-----	1	19,976	82.30	0	0	0.00
と き わ	0	0	-----	2	3,000	-----	3	5,014	-----	0	0	0.00
計	154	1,508,980	220.08	1,332	12,013,170	128.14	6,931	41,943,221	97.89	39	227,533	0.55
高知 松 山	0	0	-----	6	51,000	188.89	29	298,893	96.81	1	5,590	1.90
今 治	1	10,000	-----	1	10,000	55.56	20	99,464	79.21	0	0	0.00
新 居 浜	3	11,000	366.67	7	35,000	194.44	37	204,401	78.23	1	10,625	5.19
八 幡 浜	1	1,000	25.00	2	31,000	29.52	16	178,870	97.88	0	0	0.00
宇 和 島	0	0	-----	6	32,500	270.83	38	146,059	92.18	0	0	0.00
城 辺	0	0	-----	1	7,000	93.33	25	119,664	100.14	0	0	0.00
計	5	22,000	314.29	23	166,500	88.80	165	1,047,351	90.58	2	16,215	1.57
徳島 松 山	0	0	-----	3	40,000	1,066.67	19	205,656	101.37	0	0	0.00
今 治	1	1,000	-----	13	92,500	62.08	102	687,414	101.49	0	0	0.00
池 田	0	0	-----	0	0	0.00	1	6,470	89.69	0	0	0.00
計	1	1,000	-----	16	132,500	82.73	122	899,540	101.37	0	0	0.00
香川 松 山	5	73,000	-----	20	269,000	184.25	78	809,112	106.16	7	40,969	5.53
松 山 西	4	26,000	173.33	9	48,000	58.54	38	342,052	82.45	0	0	0.00
今 治	6	46,000	255.56	23	155,500	57.17	115	748,272	90.79	0	0	0.00
西 条	2	10,200	-----	12	102,900	223.70	67	394,094	103.98	0	0	0.00
新 居 浜	1	2,000	18.18	20	107,300	72.01	84	650,889	90.58	0	0	0.00
三 島	1	7,500	68.18	4	57,000	55.34	50	277,048	76.32	2	35,087	10.96
川 之 江	0	0	0.00	5	19,000	22.09	62	618,250	84.84	0	0	0.00
大 洲	6	64,000	-----	31	334,500	393.53	63	510,177	260.77	0	0	0.00
八 幡 浜	0	0	0.00	9	95,000	250.00	26	152,616	117.72	0	0	0.00
宇 和 島	4	118,000	1,475.00	15	234,000	173.33	69	464,004	108.40	0	0	0.00
岩 松	0	0	-----	1	17,000	566.67	15	90,729	81.37	0	0	0.00
計	29	346,700	398.51	149	1,439,200	125.69	667	5,057,243	100.04	9	76,056	1.56
もみじ 福 山 東	0	0	-----	0	0	0.00	1	1,712	85.60	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	0	0	0.00	1	1,130	9.44	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	2	2,842	20.05	0	0	0.00
愛媛信用 本 店	6	53,500	563.16	29	215,700	341.30	147	611,200	111.95	1	4,295	0.77
城 東	1	2,000	50.00	11	102,820	148.80	54	225,857	111.11	0	0	0.00
松山本町	1	3,000	38.96	14	49,200	40.76	74	276,690	93.06	0	0	0.00
道 後	2	6,000	-----	6	13,100	34.66	56	170,130	77.51	1	3,674	2.00
東環東本	0	0	0.00	8	31,000	44.93	74	252,302	83.20	3	36,250	14.40
久 米	7	89,900	2,247.50	36	330,100	138.41	139	819,474	123.21	0	0	0.00
潮 見	3	15,200	304.00	13	88,400	151.11	62	344,915	97.74	0	0	0.00
余 戸	0	0	0.00	8	27,100	24.10	47	232,156	92.61	0	0	0.00
中 央 通	1	1,000	-----	12	45,330	159.67	36	110,402	83.20	0	0	0.00
石 井	5	9,500	250.00	19	82,500	45.83	131	621,882	88.68	1	1,792	0.28
平 井	6	29,700	452.05	18	115,100	252.03	78	299,683	117.33	0	0	0.00
齊 院	0	0	-----	4	31,000	84.93	43	155,355	99.15	0	0	0.00
土 居 田	0	0	0.00	5	24,000	129.03	57	140,596	83.95	1	4,236	2.85
立 花	2	4,200	-----	9	39,700	580.41	46	212,488	94.22	1	633	0.30
砥 部	0	0	0.00	19	144,900	82.23	88	385,225	105.10	0	0	0.00
横 河 原	3	39,000	-----	8	72,000	194.59	37	98,030	85.59	0	0	0.00
久 万	0	0	0.00	3	57,300	59.07	17	111,491	86.49	0	0	0.00
今 治	4	18,300	80.62	35	205,940	55.52	238	1,234,542	104.31	0	0	0.00
常 盤 町	1	2,000	9.52	10	56,800	76.55	90	290,674	98.46	1	203	0.07
鳥 生	2	16,500	82.50	12	143,700	110.54	69	424,428	112.66	0	0	0.00
波 止 浜	2	8,000	266.67	13	47,000	91.26	73	451,420	78.81	0	0	0.00
喜 田 村	1	1,000	20.00	27	180,600	186.19	101	409,120	113.98	0	0	0.00

\*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成30年10月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用 壬生川	4	49,000	-----	16	94,500	250.33	81	321,952	97.14	0	0	0.00
丹原	1	5,000	-----	6	29,500	1,966.67	25	108,851	97.08	0	0	0.00
菊間	2	8,000	-----	5	22,000	75.27	25	59,954	92.51	0	0	0.00
大西	2	7,000	50.36	11	39,000	54.62	59	187,761	87.10	0	0	0.00
八幡浜	1	5,000	32.26	20	92,900	136.32	95	481,710	102.59	0	0	0.00
江戸岡	0	0	-----	0	0	-----	6	7,799	76.58	0	0	0.00
大洲	3	26,890	-----	18	172,390	1,567.18	55	315,803	139.33	0	0	0.00
野村	1	1,500	50.00	7	25,700	80.56	22	102,669	93.30	0	0	0.00
宮西	1	10,000	50.00	12	35,290	113.84	40	95,765	87.36	0	0	0.00
今治立花	0	0	-----	0	0	0.00	24	41,232	24.95	0	0	0.00
朝生田	2	42,000	381.82	9	77,000	240.63	45	198,634	120.31	0	0	0.00
川内	2	7,000	22.58	7	97,370	252.25	35	239,089	145.89	0	0	0.00
とべ中央	2	7,000	112.90	17	62,700	49.09	105	359,285	96.97	0	0	0.00
垣生	1	2,000	18.91	10	32,700	81.59	75	334,502	94.88	0	0	0.00
雄郡	5	15,000	187.50	15	102,500	137.95	82	271,325	94.82	1	2,722	1.11
和泉	5	19,400	245.57	23	94,150	145.74	102	304,131	108.69	2	2,663	0.89
港南	0	0	0.00	1	2,000	10.81	11	79,477	93.61	0	0	0.00
郡中	3	7,300	146.00	22	75,600	157.34	101	259,840	106.29	1	839	0.33
松前	2	6,000	-----	8	45,200	-----	30	118,364	105.33	0	0	0.00
北条	1	3,000	100.00	13	56,800	233.74	43	125,003	127.01	0	0	0.00
溝辺	0	0	0.00	5	14,000	48.11	65	212,899	86.95	0	0	0.00
三津浜	1	500	7.14	16	43,800	56.19	86	234,595	88.63	1	4,755	1.96
味生	2	2,500	166.67	8	63,500	147.67	35	111,543	76.52	0	0	0.00
西条	3	11,000	94.83	20	144,200	264.83	95	423,859	89.60	0	0	0.00
新居浜	2	13,000	118.18	22	197,940	112.59	120	496,978	107.65	1	4,275	0.92
きし	4	11,600	70.30	23	83,600	77.09	97	304,640	94.25	0	0	0.00
中萩	0	0	0.00	21	47,830	191.32	72	197,052	112.92	0	0	0.00
三島	0	0	0.00	6	59,500	74.38	30	161,290	117.32	0	0	0.00
川之江	1	1,500	13.82	5	8,500	25.84	34	76,397	84.30	0	0	0.00
計	98	559,990	136.62	665	3,923,460	110.00	3,452	14,110,457	99.62	15	66,338	0.48
川之江 本店	0	0	-----	4	21,500	29.05	34	170,831	95.09	0	0	0.00
上分	0	0	0.00	6	101,000	748.15	31	196,422	117.75	0	0	0.00
三島	1	8,000	800.00	2	13,000	433.33	15	50,605	94.81	1	924	1.94
南	1	1,000	-----	3	58,000	246.81	25	209,650	87.71	1	8,760	4.27
東	0	0	-----	2	9,000	33.33	17	71,959	91.40	0	0	0.00
西	1	2,000	5.88	8	44,000	71.54	26	139,025	106.41	0	0	0.00
計	3	11,000	28.57	25	246,500	121.73	148	838,492	98.85	2	9,684	1.17
東予信用 本店	3	7,500	45.45	11	44,100	46.18	68	249,779	102.23	0	0	0.00
泉川	0	0	-----	6	25,500	231.82	28	100,515	107.98	0	0	0.00
川東	3	20,000	-----	9	60,000	78.64	43	259,396	103.30	0	0	0.00
三島	1	5,000	166.67	11	31,500	159.90	40	135,412	114.66	0	0	0.00
寒川	0	0	0.00	8	24,000	73.85	38	104,847	86.01	1	26,071	21.22
西条	1	3,000	-----	8	23,090	53.08	34	102,756	93.11	0	0	0.00
小松	1	3,900	-----	11	44,600	1,115.00	30	78,152	104.64	1	968	1.36
中萩	0	0	-----	7	16,400	124.24	23	57,141	154.62	0	0	0.00
喜多川	0	0	-----	1	4,000	57.14	9	22,944	89.92	0	0	0.00
新居浜駅	0	0	0.00	6	28,700	92.58	21	92,278	58.79	1	5,441	5.40
計	9	39,400	112.57	78	301,890	90.47	334	1,203,219	97.58	3	32,480	2.73
宇和島 本店	1	2,000	8.89	25	123,600	112.88	173	612,341	105.49	2	6,603	1.12
恵美須町	3	8,500	16.19	15	92,200	97.05	94	369,659	83.89	2	13,507	3.49
新橋	1	1,500	-----	23	93,400	207.56	77	223,451	121.03	0	0	0.00
城南	0	0	-----	7	28,500	116.33	37	67,760	109.10	0	0	0.00
来	1	5,000	47.62	5	61,400	165.95	46	170,492	126.78	0	0	0.00
泉町	0	0	-----	2	2,750	16.87	45	108,569	85.19	2	9,926	8.47

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

平成 30 年 10 月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
宇和島 吉 田	4	49,000	-----	14	105,200	1,237.65	30	118,505	302.35	0	0	0.00
南 宇 和	2	31,600	-----	14	69,900	776.67	37	208,560	89.68	2	18,014	8.39
三 間	1	10,000	333.33	5	21,400	76.43	28	96,098	96.82	0	0	0.00
卯 之 町	0	0	-----	7	30,500	152.50	39	194,347	134.11	0	0	0.00
計	13	107,600	121.58	117	628,850	160.09	606	2,169,780	106.07	8	48,050	2.29
観音寺 四国中央	4	31,300	-----	4	31,300	149.05	9	49,591	156.29	0	0	0.00
計	4	31,300	-----	4	31,300	149.05	9	49,591	156.29	0	0	0.00
商工中金 松 山	0	0	-----	4	34,000	98.84	40	280,593	56.47	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	18,555	91.69	0	0	0.00
計	0	0	-----	4	34,000	98.84	41	299,148	57.85	0	0	0.00
単一農協 愛媛南農	0	0	-----	0	0	0.00	3	7,368	73.89	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	1	2,000	-----	4	4,465	110.93	0	0	0.00
中央農協	0	0	-----	0	0	-----	1	5,754	77.36	0	0	0.00
たいき農	0	0	-----	1	5,000	-----	0	0	-----	0	0	0.00
計	0	0	-----	2	7,000	140.00	8	17,587	82.05	0	0	0.00
総合計	472	4,358,650	145.54	3,630	33,302,470	113.86	21,453	146,168,137	93.76	131	968,560	0.66

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

## 1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

### ① 一般・提携及び統一制度

（平成30年10月1日現在）

制 度 名		対 象	資金 使 途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一 般 保 証	1 普 通 保 証	中 小 企 業 者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2 特 別 小 口 保 証	小 規 模 企 業 者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小 口 保 証	小 企 業 者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風 俗 営 業 飲 食 業 保 証	中 小 企 業 者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の 貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手 形 ( で ん さい ) 割 引 根 保 証	中 小 企 業 者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 組 合 48,000	2年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
6 手 形 貸 付 根 保 証	中 小 企 業 者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提 携 保 証	7 中 小 企 業 金 融 円 滑 化 保 証 ( ス ム ー ズ 8 0 0 0 )	県内に住所を有し、保証対象業種に 属する事業を営む中小企業者であり、 金融機関の企業評価「自己査定」 において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 (但し、一括返済は1年以内。 また、経営安定関連保証を併 用する場合は10年以内)	徴求しない 原則として徴求しない (法人は原則として代表者のみ徴求 するが、申込人が希望し、協会にお ける保証料率区分が第7区分から第 9区分の場合に限り不要)
	8 小 口 連 携 保 証 ( ト ラ イ ア ン グ ル 1 0 0 0 )	県内に住所を有し、保証対象業種に 属する事業を営む会社・個人(確定 申告先)で商工団体が推薦する先で あり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が 上限500	5年以内 7年以内	徴求しない 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
			設備	※所定の資格要件を満たす先については 1,000		
	9 優 良 ラ ン ク 保 証 ( バ リ ュ ー 5 0 0 0 )	県内に本店を有し、経営内容が良好 であり、かつ今後も経営の向上が見 込まれる会社及び医療法人で、所定 の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 5,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	10 優 良 ラ ン ク 保 証 Ⅱ ( グ ョ ー ド 3 0 0 0 )	県内に本店を有し、小規模であるが 財務内容が健全な会社及び医療法人 で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 3,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	11 優 良 ラ ン ク 保 証 Ⅲ ( フ ァ イ ン 1 0 0 0 )	県内に事業所を有し、財務内容が健 全な個人事業者で、所定の資格要件 を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徴求しない 原則として徴求しない
	12 地 域 産 業 応 援 保 証 ( す ご サ ポ )	愛媛県が作成するデータベース(「ス ゴ技」「すご味」「すごモノ」「スゴ Ven.」)に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 (但し、一括返済は1年以内)	必要に応じ徴求 原則代表者1名
	13 事 業 成 長 支 援 保 証 ( ま る サ ポ 2 0 0 0 )	中 小 企 業 者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	10年以内 (但し、一括返済は1年以内)	必要に応じ徴求 原則代表者1名
			設備	※但し、既保証残高を含む		
	14 ぐ る り 瀬 戸 内 活 性 化 保 証 ( せ と う ち 保 証 )	せとうちDMOが運営するメンバ ーシップ制度の会員であり、一般社団 法人せとうち観光推進機構による推 薦を受けている中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則代表者1名
	15 ※ A 創 業 フ ォ ロ ー ア ッ プ 保 証 ( セ カ ン ド )	「愛媛県中小企業振興資金融資制度 保証要綱に規定する新事業創出支援 資金」を利用している(過去に利用 した)先で、創業後5年未満の個 人又は会社	運転 設備	個人・会社 2,000 (但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度)	10年以内 (但し、愛媛県制度を併用する 場合は運転資金7年以内)	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
16 税 理 士 会 連 携 保 証 ( シ ョ ー ト サ ポ ー ト 3 0 0 0 )	中 小 企 業 者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	1年以内	原則徴求しない 原則代表者1名	
17 税 理 士 会 連 携 保 証 ( ロ ン グ サ ポ ー ト 3 0 0 0 )	中 小 企 業 者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 ※但し、運転資金は月商の2ヶ月が上限	15年以内 (但し、一括返済は 1年以内)	原則徴求しない 原則代表者1名	

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段:担保 下段:保証人
全 国 統 一 保 証	18	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徵求しない 必要に応じ徵求
	19	当座貸越(貸付専用型) 根保	中小企業者	運転設備 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 ※組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徵求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徵求
	20	長期経営資金保証	中小企業者	運転 個人・会社 20,000 設備	3年以上10年以内 3年以上20年以内	原則として徵求 必要に応じ徵求
	21	予約保証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転設備 (※旧債 決済資金は 対象外) 個人・会社 2,000 ※但し、小口零細企業保証制度を利用す る場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保証制度を 利用する場合は7年以内(運転資 金については5年以内とする)) ※信用保証書の有効期間は365日	必要に応じ徵求 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
	22	小口零細企業保証	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転 個人・会社 2,000 設備 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (根保証においては融資限度額)との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内 10年以内	原則不要 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
	23	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の 支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並 びに計画の実行及び進捗の報告を行う中 小企業者	運転 個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 設備 組合 48,000 借換	5年以内 7年以内 10年以内	必要に応じ徵求 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
	24	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金の残高が あり、その全部又は一部について返済条件の 緩和を行っているもので、金融機関及び認定 経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら 事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の 報告を行う中小企業者	運転 個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人 設備 組合 48,000 借換	15年以内	必要に応じ徵求
	25	財務要件型無保証人保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者 (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己 資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)か つ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレ スト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資 本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ (使用総資本事業利益率10%以上又はインタレ スト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己資本比率 15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用 総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カ バレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転 会社 28,000 ・特定非営利活動法人 設備 組合 48,000	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転:7年以内 設備:10年以内	必要に応じ徵求 徵求しない
	26	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集 約化するための資金供給を必要としている持 株会社で、保証制度要綱に規定する資格要件 を満たす先	事業承継計 画の実施に 必要な資金 持株会社 28,000	15年以内	必要に応じ徵求 原則法人代表者
	27	自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、 以下の要件を全て満たす先 (1) 事業譲渡や経営者交代等による事業承継 が見込まず、自ら廃業を選択するもの。 (2) 直近決算が実質的に債務超過でなく、完 済が求められる債務について事業清算により 完済が見込めること。 (3) ハンクミーティング等により合意に至っ た廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の 報告を行うもの。	廃業計画の 実施に必要 な資金 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000	1年以内 かつ、終期は 解散予定日より前	必要に応じ徵求 原則法人代表者

② 県制度(愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段:担保 下段:保証人
経 営 安 定 資 金	28	一般資金	中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000 ※組合転貸の場合は、1組員あたり1 中小企業者の限度額	7年以内	必要に応じ徵求
			設備	10年以内	必要に応じ徵求	
	29	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業 に属する事業を営む中小企業者 及び特定中小企業者(※1)	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、工事代金など返済財源を特定し たものに限る	1年以内	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
	30	小口資金	小規模企業者 (但し、特別小口保険を利用する者に あっては、小規模企業者であって、原 則として引き続き6ヶ月以上商工会議 所等の指導を受けている者)	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	7年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は5年以内) 10年以内 (但し、特別小口保険利用の 場合は7年以内)	必要に応じ徵求 (但し、1,250万円以内の場合 は不要、特別小口保険利用の 場合は徵求しない) 必要に応じ徵求 (但し、特別小口保険利用の 場合は徵求しない)
31	短期資金	中小企業者	運転 知事その都度定める ※組合転貸の場合は、1組員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求	

制度名		対象	資金 用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
32	小口零細企業資金	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	原則不要
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 （親保証においては融資極度額）との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）
33	経営指導特例	小規模企業者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く （但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者）	運転	個人・会社・組合 2,000	5年以内	原則不要
			設備	※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 （親保証においては融資極度額）との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）
34	チャレンジ企業支援資金	認定中小企業者 又は 承認中小企業者等 又は 海外投資関係保証を 利用する中小企業者等	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 （一部5年以内）	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 （一部7年以内）	必要に応じ徴求
新事業 創出 支援 資金	35 創業等関連資金	創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始（会社を設立）した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転	個人・会社 1,500	7年以内	徴求しない
			設備	※但し、創業等を行うとする個人及び 会社にあつては、自己資金額を限度額と する	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）
	36 創業関連資金	創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始（会社を設立）した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転	個人・会社 2,000	7年以内	徴求しない
			設備	※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）
	37 再挑戦支援資金	過去に経営状況の悪化により事業を 廃業もしくは会社を解散した経験を 有する者で、当該事業廃止の日もし くは会社を解散した日から5年を 経過する前に保証の委託を申し込み した者	運転	個人・会社 2,000	7年以内	徴求しない
設備			※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない （法人は代表者のみ徴求）	
38 事業承継支援枠	県内で 新たに事業承継する 中小企業者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求	
		設備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求	
39 緊急経済対策特別支援資金	特定中小企業者（※1） 又は 特例中小企業者（※2） 又は 中小企業者 又は 経営力強化保証を 利用する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	7年以内 （但し、経営力強化保証を 利用する場合は5年以内）	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
		借換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 8,000 16,000	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
40 雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	7年以内	必要に応じ徴求	
		設備	※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内 （チャレンジ企業支援資金 保証対象者12年以内）	必要に応じ徴求	
41 建設産業新分野 進出等支援資金	認定中小企業者 又は 特定中小企業者（※1）	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求	
		設備		10年以内	必要に応じ徴求	
42 災害関連対策資金	平成30年7月豪雨災害	災害等の発生の都度知事が定める				
		運転	個人・会社・組合 2,000	運転7年以内	必要に応じ徴求	
設備	3,000	設備10年以内				

### ③ 市町制度

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
43	中小企業振興資金 融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の 融資条件による (最長 5年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
44	中小企業緊急経営資金 融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・ 西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による (最長 6年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
45	中小企業経営安定化 資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 及び中小企業緊急経営資金融資制度保証 と合算して、1,000とする	各市町の 融資条件による (最長 7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
46	中小企業季節資金 融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の 融資条件による (最長 5ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
47	中小企業設備近代化 資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の 融資条件による (最長 7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
48	小企業特別小口資金 融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転 設備	上限 200	5年以内	徴求しない 徴求しない

## 2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
49	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 5,000 10,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
50	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 20,000 40,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
51	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
52	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 40,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
53	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項 第1号～8号の認定を受けた特定 中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000 (6号認定者)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 38,000 48,000	15年以内 (特別 20年以内)	必要に応じ徴求
54	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的に被害を 受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則として徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
55	危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項 の認定を受けた特例中小企業者	運転 設備	個人・会社 ・特定非営利活動法人 組 合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者
56	創業等関連保証	創業等を行おうとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始(会社を設立)した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転 設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額 が限度	10年以内	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制 度 名		対 象	資金 使 途	保証限度額 (万円) ( ) は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
57	創 業 関 連 保 証	創業等を行うとする個人及び会社並びに創業等を行った個人及び会社で事業を開始（会社を設立）した日以後5年を経過していない中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
58	再 挑 戦 支 援 保 証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有する者で、当該事業廃止の日もしくは会社を解散した日から5年を経過する前に保証の委託を申し込んだ者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度	10年以内	徴求しない  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証	※B 破 綻 金 融 機 関 等 関 連 特 別 保 証	認 定 中 堅 業 者	運 転	会 社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徴求しない (但し、10,000万円超の保証の際は必要)
			設 備		7年以内	必要に応じ徴求
	※C 破 綻 金 融 機 関 等 関 連 特 別 無 担 保 保 証	認 定 中 堅 業 者	運 転	会 社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徴求しない
			設 備		7年以内	必要に応じ徴求
61	災 害 関 係 保 証	被 災 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
62	労 働 力 確 保 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備	特 定 組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求
63	中 小 小 売 商 業 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	設 備	個人・会社 28,000 特 定 組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
			64	商 店 街 整 備 等 証 支 援 関 連 保 証	認 定 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人	設 備
65	伝 統 的 工 芸 品 支 援 関 連 保 証	認 定 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人	運 転	一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
66	地 域 伝 統 工 芸 品 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
67	流 通 業 務 総 合 効 率 化 証 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
68	小 規 模 事 業 者 支 援 関 連 保 証	認 定 一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 又 は 特 定 非 営 利 活 動 法 人	運 転	一 般 社 団 法 人 及 び 一 般 財 団 法 人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備	特 定 非 営 利 活 動 法 人	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
69	特 定 中 小 企 業 再 生 支 援 関 連 保 証	認 定 支 援 機 関	運 転	商 工 会 ・ 都 道 府 県 商 工 会 連 合 会 ・ 商 工 会 議 所 等 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設 備		15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
70	※D 地 域 産 業 資 源 活 用 事 業 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合 48,000 (80,000)	7年以内	必要に応じ徴求
71	※E 海 外 地 域 産 業 資 源 活 用 事 業 関 連 保 証	認 定 中 小 企 業 者 (但し、海外において地域産業資源活用 事業〔需要の開拓に係るものに限る〕 を実施するものに限る)	運 転	個人・会社 40,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設 備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徴求

制度名		対象	資金用途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段:担保 下段:保証人
72	中心市街地商業等 活性化関連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 28,000 ※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
73	中心市街地商業等 活性化支援関連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社 56,000	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
74	※F 特定新技術事業 活動関連保証	中小企業者	運転	個人・会社 30,000	5年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 60,000	7年以内	必要に応じ徵求
75	※G 経営革新関連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	7年以内	必要に応じ徵求
76	※H 異分野連携新事業 分野開拓関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	必要に応じ徵求
77	※I 周辺地域整備 関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 ・特定非営利活動法人(30,000)	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
78	※J 中小企業 特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企 業者(株式会社・特例有限会社・合名 会社・合資会社・合同会社) (1) 総資産額5千万円以上3億円未満 かつ(自己資本比率20%以上又は純資 産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本 事業利益率10%以上又はインタレス ト・カバレッジ・レーシオ2.0倍以上) (2) 総資産額3億円以上5億円未満か つ(自己資本比率20%以上又は純資 産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本 事業利益率10%以上又はインタレス ト・カバレッジ・レーシオ1.5倍以上) (3) 総資産額5億円以上かつ(自己 資本比率15%以上又は純資産倍率1.5 倍以上)かつ(使用総資本事業利益率5% 以上又はインタレスト・カバレッジ・ レーシオ1.0倍以上)	運 転	会 社 45,000	2年以上 7年以内 (年単位)	徵求しない (但し、20,000万円超の 保証の際は必要)
			設 備	一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証と合計で50,000以内と する 一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普 通保証、無担保保証、中小企業特定 社債保証及び一括支払契約保証と合 計で100,000以内とする		徵求しない
79	※K 特定研究開発等関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (30,000)	10年以内	必要に応じ徵求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求
80	※L 流動資産担保融資保証 (ABL保証)	流動資産(売掛債権・棚卸資産)を 担保として借入れを行う中小企業 者	運 転 設 備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	根保証:1年間 (更新可) 個別保証:1年以内	売掛債権、棚卸資 産に限り徵求する (但し、棚卸資産は 法人のみが対象) 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
81	※M 下請振興関連保証	振興事業を 実施する 中小企業者	運 転 設 備	個人・会社・組合 20,000	1年以内 (更新可)	徵求する (但し、親事業者に対する 売掛債権に限る) 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
82	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更生手続 を申し立てた中小企業者であって、 再生/更生計画認可後3年を経過 していない者	運 転 設 備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徵求 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
83	※N 事業再生円滑化関連保証 (PRE-DIP保証)	特定認証紛争解決事業者(特定ADR)、 中小企業基盤整備機構又は中 小企業再生支援協議会が関与する私 的整理手続中の中小企業者	運 転 設 備	個人・会社 28,000	3年以内	必要に応じ徵求
			(経済産業省 令で定めら れているも のに限る)	組 合 48,000		徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
84	※O 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンドバイ信用状による海外現地 資金調達を行う中小企業者	事業の 振興に 必要な 資金	個人・会社・組合 20,000	1年以内	必要に応じ徵求 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
85	※P 農工商等連携事業証 農工商等連携保	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (100,000)	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備	組 合 48,000 (140,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	農工商等連携支援証 農工商等連携保	認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、士法人は対象外)	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者	運転	認定中小企業者の代表者個人 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		15年以内	原則認定中小企業者
89	※Q 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90	商店街活性化事業証 商店街活性化保	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等（組合員、所属員を含む）	運転	個人・会社 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
91	商店街活性化支援証 商店街活性化保	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
92	経営革新等支援証 経営革新等保	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
93	情報提供支援関連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
94	※R 特定下請連携事業証 特定下請連携保	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社 28,000 (40,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (60,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
95	事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転 設備 (事業再生計画の実施に必要な資金)	個人・会社 28,000	15年以内	必要に応じ徴求  徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
				組 合 48,000		
96	連携創業支援等関連保証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金 使途	保証限度額(万円) ( )は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段:担保 下段:保証人
97	地域産業資源活用支援保証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
98	※S 経営力向上関連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000 (120,000)	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
99	地域経済牽引事業保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
100	地域経済牽引支援保証	認定を受けた地域経済牽引支援機関のうち、連携支援事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
101	商店街活性化促進事業保証	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
102	新技術等実証関連保証	認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
103	革新的データ産業活用証	認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
104	先端設備等導入証	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
105	情報処理支援関連保証	認定情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
106	経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
107	特定経営承継準備証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人	運転	個人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
108	技術等情報漏えい防止措置証	認定技術等情報漏えい防止措置認証機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
109	追認保証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し1,000万円を限度とする				
110	借換保証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※1)「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。  
(※2)「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形(でんさい)割引根保証、当座貸越(貸付専用型)根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、財務要件型無保証人保証、事業承継サポート保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証、災害関係保証、労働力確保関連保証、中小小売商業関連保証、商店街整備等支援関連特例、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業務総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業支援等関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証、商店街活性化促進事業関連保証、新技術等実証関連保証、革新的データ産業活用関連保証、先端設備等導入関連保証、情報処理支援関連保証、技術等情報漏えい防止措置関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証の保証限度額には、個人・会社・組合又は一般社団法人及び一般財団法人(対象中小企業者)とも無担保保証に係わる保証限度額8,000万円(※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円)が含まれています。
2. 一般保証の合計は、普通保証に係わる保証にあっては個人・会社20,000万円、組合40,000万円(無担保保証に係わる保証にあっては、個人・会社、組合とも8,000万円)を超えることができません。
3. 特別小口保険に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人に限り、なお、常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
4. 特別小口保険に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
5. 災害関係保証、経営安定関連保証、危機関連保証は、一般保証のほか別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円(うち無担保保証人保証2,000万円)の範囲内で取り扱います。また、別枠を利用した場合、災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る)、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で普通保証40,000万円(組合の場合は80,000万円)、無担保保証16,000万円(うち無担保保証人保証4,000万円)、最大で56,000万円(組合の場合は96,000万円)が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっており、その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額になりますのでご留意下さい。

(注3)

1. ※A創業フォローアップ保証は、「創業関連特例保険」に係る保証のうち、「34創業関連資金」、「55創業関連保証」のいずれかを併用します。
2. ※B破綻金融機関等関連特別保証および※C破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要です。
3. ※D地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、流動資産担保保証に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。
4. ※E海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
5. ※F特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
6. ※G経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

7. ※H異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。

(新事業開拓保証に該当する場合)

別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

(海外投資関係保証に該当する場合)

別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

(流動資産担保保証に該当する場合)

別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。

8. ※I周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

9. ※J中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式(ただし保証協会の保証は割合は80%)となります。したがって、保証付私募債の発行価格は56,000万円が限度となります。

10. ※K特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

11. ※L流動資産担保融資保証および※M下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。

12. ※N事業再生円滑化関連保証(特別小口保険利用の場合を除く)および※O特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。

13. ※P農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。

(新事業開拓保証に該当する場合)

別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

(海外投資関係保証に該当する場合)

別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、経営力向上関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

(流動資産担保保証に該当する場合)

別枠として個人・会社・その他法人・組合ともに20,000万円の利用ができます。

14. ※Q一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。

15. ※R特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他の法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

16. ※S経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証の同保険に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

# 信用保証料率表 (平成30年10月1日現在)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。青色の保証制度は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。(単位: 年率%)

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率 (責任共有外保証料率)										有担保割引の適用	その他定率性要因割引の適用
		対象	部分保証	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分			
一般保証	1 普通保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	2 特別小口保証 (無担保・無保証人)	○	○					0.85							
	3 小口保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	4 風俗営業飲食業保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	5 手形 (でんさい) 割引根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○		
	6 手形貸付根保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	7 中小企業金融円滑化保証 (スムーズ 8000) (注8)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	8 小口連携保証 (トライアングル 1000)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	9 優良ランク保証 (バリュー 5000)	○		-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○		
	10 優良ランク保証Ⅱ (グッド 3000)	○		-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○		
提携保証	11 優良ランク保証Ⅲ (ファイン 1000)	○		-	-	-	-	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○		
	12 地域産業応援保証 (すざサポート)	○		1.75	1.60	1.40	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○		
	13 事業成長支援保証 (まるサポート 2000) (注8)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	14 ぐるり瀬戸内活性化保証 (せとうち保証)	○		1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○		
	15 創業フォローアップ保証 (セカンド) (注13)	○	○					0.30							
	16 税理士会連携保証 (ショートサポート 3000)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	17 税理士会連携保証 (ロングサポート 3000) (注8)	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	18 事業者カードローン当座貸越根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○		
	19 当座貸越 (貸付専用型) 根保証	○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○		
	20 長期経営資金保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
全国統一保証	21 予約保証 (注7)	○		-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	○		
	22 小口零細企業保証 (注3)	○	○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○		
	(下記以外) 予約保証 (注7)	○	○	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	○		
	23 経営力強化保証 (注11)	○		1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○		
	24 条件変更改善型借換保証	○	○	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○		
	25 財務要件型無保証人保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○(注6)	
	26 事業承継サポート保証	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	27 自主廃業支援保証	○						1.15					○		
	28 一般資金	○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
	愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	29 建設産業短期資金 (下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○	
特定中小企業者 (注10)		○	○					0.80							
1号~4号、6号 5号、7号~8号		○						0.70							
30 小口資金		○		1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○		
特別小口保険利用		○						0.85							
NPO法人 (注12)		○						0.68							
31 短期資金		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
32 小口零細企業資金 (下記以外)		○		1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	○		
33 経営指導特例		○		1.55	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50	○		
34 チャレンジ企業支援資金 (下記以外)		○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
市町村制度	制度保証要綱の融資対象者に該当するものであって特約保証を利用する者	○						0.70							
	海外投資関係保証を利用する者	○						1.00							
	35 創業等関連資金	○						0.80							
	36 創業関連資金	○						0.80 (創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)							
	37 再挑戦支援資金	○						0.80							
	38 事業承継支援枠	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
	制度保証要綱の融資対象(1)に該当するもの	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
	制度保証要綱の融資対象(2)及び(3)に該当するもの	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
	39 緊急経済対策特別支援資金 (下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○		
	特定中小企業者 (注10)	○						0.80							
1号~4号、6号 5号、7号~8号	○						0.70								
特別中小企業者	○						0.80								
制度保証要綱の融資対象(2)に該当するものであって責任共有対象の者	○		1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○			
制度保証要綱の融資対象(3)に該当するものであって責任共有対象外の者	○		1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○			
40 雇用促進支援資金	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			
41 建設産業新分野進出等支援資金 (下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			
特定中小企業者 (注10)	○						0.80								
1号~4号、6号 5号、7号~8号	○						0.70								
42 災害関連対策資金	○														
平成30年7月豪雨災害	○		1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○			
43 中小企業振興資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
44 中小企業緊急経営資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
45 中小企業経営安定化資金融資制度保証	○						0.80								
特定中小企業者 (注10)	○						0.70								
1号~4号、6号 5号、7号~8号	○						0.70								
46 中小企業季節資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
47 中小企業設備近代化資金融資制度保証	○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
別枠保証	48 小企業特別小口資金融資制度保証	○						0.85							
	NPO法人 (注12)	○						0.68							
	49 公害防止保証	○						1.00							
	50 エネルギー対策保証	○						1.00							
	51 海外投資関係保証	○						1.00							
	52 新事業開拓保証 (下記以外)	○						1.00							
	新事業開拓保険 (注4)	○						0.70							
	1号~4号、6号	○						0.80							
	53 経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	○						0.70							
	5号、7号~8号	○						0.80							
特別小口保険利用	○						0.70								
NPO法人 (注12)	○						0.70								
54 東日本大震災復興緊急保証	○						0.80								
(下記以外)	○						0.80								
55 危機関連保証	○						0.80								
特別小口保険利用	○						0.80								
56 創業等関連保証	○						0.80								
57 創業関連保証	○						0.80								
58 再挑戦支援保証	○						0.80 (創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)								
59 破綻金融機関等関連特別保証	○						0.75								
協賛融資	○						0.65								
60 破綻金融機関等関連特別無担保保証	○						0.80								
協賛融資	○						0.80								
61 災害関係保証	○						0.70								
(下記以外)	○						0.70								
62 労働力確保関連保証	○						0.80								
特別小口保険利用	○						0.70								
(下記以外)	○						0.80								
63 中小小売商業関連保証	○						0.70								
特別小口保険利用	○						0.80								
64 商店街整備等支援関連保証	○						1.15								
65 伝統的工芸品支援関連保証	○						1.15								
(下記以外)	○						0.70								
66 地域伝統芸能等関連保証	○						0.70								
特別小口保険利用	○						0.80								
NPO法人 (注12)	○						0.70								
(下記以外)	○						0.70								
67 流通業務総合効率化関連保証	○						0.70								
特別小口保険利用	○						0.80								
68 小規模事業者支援関連保証	○						1.15								
69 特定中小															

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）														
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保割引の適用	その他定率要因割引の適用			
別 枠 保 証	70 地域産業資源活用事業関連保証	(下記以外)	○	○												0.70		
		特別小口保険利用															0.80	
		流動資産担保保険利用		○													0.68	
	71 海外地域産業資源活用事業関連保証	新事業開拓保証利用	○														1.00	○
		新事業開拓保証（注4）	○														0.70	
		海外投資関係保証利用	○														1.00	○
	72 中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外)	○													0.70		
	73 中心市街地商業等活性化支援関連保証	特別小口保険利用			○												0.80	
		(下記以外)	○														0.70	
	74 特定新技術事業活動関連保証	(下記以外)	○														1.00	○
		新事業開拓保証（注5）	○														1.30	
	75 経営革新関連保証	(下記以外)	○														0.70	
		特別小口保険利用			○												0.80	
		新事業開拓保証利用	○														1.00	○
		新事業開拓保証（注4）	○														0.70	
	76 異分野連携新事業分野開拓関連保証	海外投資関係保証利用	○														1.00	○
		(下記以外)	○														0.70	
		特別小口保険利用			○												0.80	
		流動資産担保保険利用		○													0.68	
	77 周辺地域整備関連保証	新事業開拓保証利用	○														1.00	○
		新事業開拓保証（注4）	○														0.70	
		海外投資関係保証利用	○														1.00	○
		(下記以外)	○														1.15	○
	78 中小企業特定社債保証	特別小口保険利用			○												0.85	
		[NPO法人（注12）]	○														0.68	
		新事業開拓保証利用	○														1.00	○
		新事業開拓保証（注4）	○														0.70	
	79 特定研究開発等関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			0.70	○（注6）
		特別小口保険利用															0.80	
		新事業開拓保証利用	○														1.00	○
		新事業開拓保証（注4）	○														0.70	
	80 流動資産担保融資保証（ABL保証）		○														0.68	
	81 下請振興関連保証		○														0.56	
	82 事業再生保証（DIP保証）		○														2.20	
	83 事業再生円滑化関連保証（プレDIP保証）	(下記以外)	○														1.76	
		特別小口保険利用			○												0.85	
	84 特定信用状関連保証（LC保証）		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
	85 農工商等連携事業関連保証	(下記以外)	○														0.70	
		特別小口保険利用															0.80	
		流動資産担保保険利用		○													0.68	
		新事業開拓保証利用	○														1.00	○
	86 農工商等連携支援関連保証	新事業開拓保証（注4）	○														0.70	
		海外投資関係保証利用	○														1.00	○
		(下記以外)	○														1.15	○
		特別小口保険利用															0.80	
	87 経営承継関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				
	88 特定経営承継関連保証	特別小口保険利用															0.85	
		(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				○
	89 一括支払契約保証（注9）		○			1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35				○
	90 商店街活性化事業関連保証	(下記以外)	○														0.70	
	91 商店街活性化支援関連保証	特別小口保険利用															0.80	
		(下記以外)	○														1.15	○
	92 経営革新等支援関連保証		○														1.15	○
	93 情報提供支援関連保証		○														1.15	○
	94 特定下請連携事業関連保証	(下記以外)	○														0.70	
		特別小口保険利用															0.80	
		新事業開拓保証利用	○														1.00	○
	95 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）（注11）	新事業開拓保証（注4）	○														0.70	
		(下記以外)	○														0.70	
		特別小口保険利用															0.80	
	96 連携創業支援等関連保証		○														1.15	○
	97 地域産業資源活用支援関連保証	(下記以外)	○														1.15	○
		特別小口保険利用															0.80	
	98 経営力向上関連保証	新事業開拓保証利用	○														1.00	○
		新事業開拓保証（注4）	○														0.70	
		海外投資関係保証利用	○														1.00	○
		(下記以外)	○														0.70	
	99 地域経済牽引事業関連保証	特別小口保険利用															0.80	
	100 地域経済牽引支援関連保証		○														1.15	○
	101 商店街活性化促進事業関連保証	(下記以外)	○														0.70	
		特別小口保険利用															0.80	
	102 新技術等実証関連保証	(下記以外)	○														0.70	
		特別小口保険利用															0.80	
	103 革新的データ産業活用関連保証	(下記以外)	○														0.70	
	104 先端設備等導入関連保証	特別小口保険利用															0.80	
		(下記以外)	○														0.70	
	105 情報処理支援関連保証		○														1.15	○
	106 経営承継準備関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				○
		特別小口保険利用															0.85	
	107 特定経営承継準備関連保証		○														1.15	○
	108 技術等情報漏えい防止措置関連保証		○														1.15	○
	109 追認保証（注1）		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				○
	110 借換保証（注2）		△	△	△	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45				△

【補足説明】

(1) 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものである。

(2) 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。

(3) 保証料率に定率を加味して実際の適用する保証料率を決定する。

(4) 区分別保証料率に定率を加味して、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定率を加味して料率を決定する。

①個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの

②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者

③金融機関からの借入れ（当該保証関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者

(5) 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会の所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

(6) 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参照を設置していることと確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。

(注1) 利用する各保証制度の取扱いに準ずる。但し、1,000万円を限度とする。

(注2) 借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。

(注3) 「小口等簡易保証制度」は、利用する保証制度（部分保証制度に規定された保険種別以外はすべての保険種別）に保険料率に保険料率を含むことが可能である。また、当年度越前保証、手形（てんさい）割引保証等の根拠保証形式の保証は利用できないに定める料率による。

(注4) 「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。

(注5) 「新事業開拓保証」の利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。

(注6) 協会無引割引として、「経営力」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示料率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。

(注7) 「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。

(注8) 「中小企業金融増進化保証」、「事業成長支援保証」については、愛媛県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。

(注9) 「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。

(注10) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた方のことです。

(注11) 「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付借付借入金（平成19年9月30日以前に保証割合が申し込みに受け付けた保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（保証付借付借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。）は、責任共有制度の対象外となります。

(注12) 「NPO法人」とは、中小企業信用保険法第2条第3項第7号に定める特定非営利活動法人のことです。

(注13) 「創業関連特別保証」に係る保証のうち、「134 創業関連資金」、「155 創業関連保証」のいずれかを併用します。

いろいろ  
いろいろ  
日本  
百選

愛媛編

〈第八回〉

21世紀に残したい日本の自然100選

トチノキの  
原生林が繁る  
美しい景観

四国霊場45番札所・岩屋寺周辺は、数千万年の時を経て形成された高さ60〜100mの円錐状の奇岩がそそり立つ独特の景観で知られています。参道から境内にかけては幹の直径が1mを越える樹齢300年のトチノキが100本以上群生し、射し込む陽光の光と相まって神秘的な雰囲気漂わせています。さまざまな種類の植物も生息しており、シダ植物のイワヤシダ、イヨクジヤクも日本で初めてこの地で発見されましたが、採取によって絶滅されました。野鳥が巣作りしやすい岩窟にはウグイスやシジュウカラなど多くの野鳥が集まっています。美しい自然の姿を身近に感じられる場所として、大切に守り続けていかなければなりません。

変化に富んだ神秘的な世界が広がる  
岩屋寺の自然林

久万高原町

㊤上浮穴郡久万高原町

岩屋寺(四国霊場88カ所の第45番札所)周囲の樹林と高さ十数メートルにもおよぶ巨岩が形成する奇観



21世紀に残したい日本の自然100選：森林文化協会と朝日新聞社が1982年、全国から候補地を公募(国立公園などすでに保全されているところは対象外)。4万5000通を超す応募があり、学識者などを交えた選定委員会で決定し1983年発表された。

久万高原天体観測館

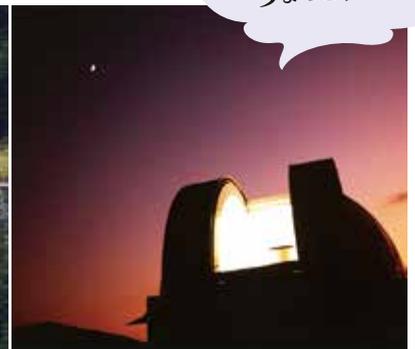
**自** 然豊かな久万高原町ならではの満点の星空が見られると話題の施設。プラネタリウム(休館日を除く毎日開催)、肉眼の7000倍の集光力という口径60cmの反射望遠鏡(要予約・スタッフの解説あり)で夜空を見れば感動すること間違いなし!

㊤上浮穴郡久万高原町下畑野川乙488

㊤有 ㊤日曜、月曜、水曜、金曜

☎0892-41-0110 ㊤観測会開始時間(12月1日〜3月下旬)19:30〜20:00〜 予約制・約50分間

㊤利用料=大人500円/高・大学生400円/小中学生・幼児・300円



天体観測を  
ちょっと体験

## 本所

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館2・3階  
総務部／総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107  
電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170  
業務統括部／企業支援課 TEL089-931-2116 FAX089-931-2107  
TEL089-931-2114 FAX089-931-2107  
管理推進課 TEL089-931-2117 FAX089-931-2107  
監査室 TEL089-931-2180 FAX089-931-2107

## 松山事業部

〒790-8651 愛媛県松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1階  
保証一課・保証二課・管理課 TEL089-931-2118 FAX089-931-2174

業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町



## 新居浜支所

〒792-0025  
新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階  
保証課 TEL0897-33-8282 FAX0897-33-8284  
管理課 TEL0897-33-8292 FAX0897-33-8293

業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市

## 八幡浜支所

〒796-8691  
八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階  
TEL0894-22-2003 FAX0894-22-3137

業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

## 今治支所

〒794-0042  
今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階  
TEL0898-23-0170 FAX0898-23-0758

業務区域 今治市・上島町

## 宇和島支所

〒798-0040  
宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階  
TEL0895-22-6556 FAX0895-22-6583

業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

がんばる中小企業のベストパートナー



EHIME GUARANTEE

愛媛県信用保証協会

